

容器保安規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	1
○冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）	25
○液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）	35
○一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	55
○コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）	112

改 正 案

現 行

目次

目次

第一章～第五章（略）

第一章～第五章（略）

第六章 充填（第十九条―第二十三条）

第六章 充てん（第十九条―第二十三条）

第七章～附則（略）

第七章～附則（略）

（適用範囲）

（適用範囲）

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高圧ガスを充てんするための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。

（用語の定義）

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

一・二（略）

三 超低温容器 温度が零下五十度以下の液化ガスを充填することができる容器であつて断熱材で被覆することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの（第十四号に掲げるものを除く。）

三 超低温容器 温度が零下五十度以下の液化ガスを充てんすることができる容器であつて断熱材で被覆することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの（第十四号に掲げるものを除く。）

四 低温容器 断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しない

四 低温容器 断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより容器内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しない

ような措置を講じてある液化ガスを充^レ填^ルするための容器（前号及び第十四号に掲げるものを除く。）

五（略）

六 再充^レ填^ル禁止容器 高压ガスを一度充^レ填^ルした後再度高压ガスを充^レ填^ルすることができないものとして製造された容器

七 十一の二（略）

十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 次のイ又はロに掲げるもの

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器 継目なし容器であつて、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充^レ填^ルするための容器

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充^レ填^ルするための容器

十三 十三の四（略）

十四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器 自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充^レ填^ルするための容器

十五 十七の三（略）

十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十九条第一項第四号に定めるガスを充^レ填^ルするためのもの

十八 PG容器 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン若しくは窒素又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガスを充^レ填^ルする容器

ような措置を講じてある液化ガスを充^レて^んするための容器（前号及び第十四号に掲げるものを除く。）

五（略）

六 再充^レて^ん禁止容器 高压ガスを一度充^レて^んした後再度高压ガスを充^レて^んすることができないものとして製造された容器

七 十一の二（略）

十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 次のイ又はロに掲げるもの

イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器 継目なし容器であつて、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充^レて^んするための容器

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器 繊維強化プラスチック複合容器であつて、自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充^レて^んするための容器

十三 十三の四（略）

十四 液化天然ガス自動車燃料装置用容器 自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充^レて^んするための容器

十五 十七の三（略）

十七の四 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器 アルミニウム合金で製造された継目なし容器であつて、スクーバ用として空気又は一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十九条第一項第四号に定めるガスを充^レて^んするためのもの

十八 PG容器 ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン若しくは窒素又はこれらのガスのうち二以上を成分とする混合ガスを充^レて^んする容器

十九 S G 容器 次に掲げるガスを充填する容器

イ（略）

二十 FC 一類容器 液化フルオロオレフィン千二百三十四 y

f、液化フルオロオレフィン千二百三十四 z e、液化フルオロカーボン十二、液化フルオロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一 A、液化フルオロカーボン四百一 B、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二 A、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七 D、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充填する容器

二十一 FC 二類容器 液化フルオロカーボン四百二十二 D、

液化フルオロカーボン九百 J A、液化フルオロカーボン五百九 A、液化フルオロカーボン四百二十二 A、液化フルオロカーボン四百七 C、液化フルオロカーボン四百二 B、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 A、液化フルオロカーボン九百一 J A、液化フルオロカーボン五百七 A、液化フルオロカーボン四百二 A、液化フルオロカーボン四百七 B、液化フルオロカーボン百二十五若しくは液化フルオロカーボン四百七 E 又は前号に掲げるガスを充填する容器

二十二 FC 三類容器 液化フルオロカーボン四百十 B、液化

フルオロカーボン四百十 J A、液化フルオロカーボン四百十 A 若しくは液化フルオロカーボン三十二又は前二号に掲げるガスを充填する容器

二十三（二十五の二）（略）

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充填する容器に於て、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

十九 S G 容器 次に掲げるガスを充てんする容器

イ（略）

二十 FC 一類容器 液化フルオロカーボン十二、液化フルオ

ロカーボン百三十四 a、液化フルオロカーボン五百、液化フルオロカーボン四百一 A、液化フルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二 A、液化フルオロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七 D、液化フルオロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充てんする容器

二十一 FC 二類容器 液化フルオロカーボン四百二十二 D、

液化フルオロカーボン九百 J A、液化フルオロカーボン五百九 A、液化フルオロカーボン四百二十二 A、液化フルオロカーボン四百七 C、液化フルオロカーボン四百二 B、液化フルオロカーボン四百四 A、液化フルオロカーボン四百七 A、液化フルオロカーボン九百一 J A、液化フルオロカーボン五百七 A、液化フルオロカーボン四百二 A、液化フルオロカーボン四百七 B、液化フルオロカーボン百二十五若しくは液化フルオロカーボン四百七 E 又は前号に掲げるガスを充てんする容器

二十二 FC 三類容器 液化フルオロカーボン四百十 B、液化

フルオロカーボン四百十 J A、液化フルオロカーボン四百十 A 若しくは液化フルオロカーボン三十二又は前二号に掲げるガスを充てんする容器

二十三（二十五の二）（略）

二十六 耐圧試験圧力 次の表の上欄に掲げる種類の高压ガスを充てんする容器に於て、同表の下欄に掲げる圧力（次号から第二十八号の二までに掲げる場合を除く。）

備考 (略)	SG容器に充填するガス	圧縮ガス	アセチレンガス	圧力(単位 メガパスカル)
		アセチレンガス以外のガス	最高充填圧力の数値の三倍	
二十七 再充填禁止容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、それぞれに定める圧力	液化ガス(超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填するものを除く。)	最高充填圧力の数値の四分の五倍	最高充填圧力の数値の三分の五倍	
		イ 圧縮ガス	最高充填圧力の数値の四分の五倍	
イ 圧縮ガス 最高充填圧力の数値の四分の五倍	SG容器に充填するガス	最高充填圧力の数値の四分の五倍	最高充填圧力の数値の三分の五倍	
		ロ 液化ガス 前号の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に応じて、それぞれ同号の表の下欄に定める耐		

備考 (略)	SG容器に充てんするガス	圧縮ガス	アセチレンガス	圧力(単位 メガパスカル)
		アセチレンガス以外のガス	最高充てん圧力の数値の三倍	
二十七 再充てん禁止容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高圧ガスを充てんする容器に応じて、それぞれに定める圧力	液化ガス(超低温容器、低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんするものを除く。)	最高充てん圧力の数値の四分の五倍	最高充てん圧力の数値の三分の五倍	
		イ 圧縮ガス	最高充てん圧力の数値の四分の五倍	
イ 圧縮ガス 最高充てん圧力の数値の四分の五倍	SG容器に充てんするガス	最高充てん圧力の数値の四分の五倍	最高充てん圧力の数値の三分の五倍	
		ロ 液化ガス 前号の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充てんする容器に応じて、それぞれ同号の表の下欄に定める耐		

圧試験圧力の数値の四分の三倍

二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力 最高充填圧力の数値の二分の三倍

二十八 プラスチックライナー製一般複合容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に於て、それぞれに定める圧力

イ 圧縮ガス 最高充填圧力の数値の二分の三倍

ロ 液化ガス 第二十六号の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充填する容器に於て、それぞれ同号の表の下欄に定める耐圧試験圧力の数値の十分の九倍

二十八の二・二十八の三 (略)

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの (フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。)

イ・ロ (略)

三十 毒性ガス 亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、塩素、クロルメチル、五ふつ化ヒ素、五ふつ化リン、酸化エチレン、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素、三ふつ化リン、シアン化水素、ジシラン、ジボラン、臭化水

耐圧試験圧力の数値の四分の三倍

二十七の二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係る耐圧試験圧力 最高充てん圧力の数値の二分の三倍

二十八 プラスチックライナー製一般複合容器に係る耐圧試験圧力 次に掲げる種類の高圧ガスを充てんする容器に於て、それぞれに定める圧力

イ 圧縮ガス 最高充てん圧力の数値の二分の三倍

ロ 液化ガス 第二十六号の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを充てんする容器に於て、それぞれ同号の表の下欄に定める耐圧試験圧力の数値の十分の九倍

二十八の二・二十八の三 (略)

二十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二a、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの

イ・ロ (略)

三十 毒性ガス 亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、塩素、クロルメチル、五ふつ化ヒ素、五ふつ化リン、酸化エチレン、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素、三ふつ化リン、シアン化水素、ジシラン、ジボラン、臭化水

素、セレン化水素、トリメチルアミン、ふつ素、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、四ふつ化硫黄、四ふつ化ケイ素、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二条第一項に規定する毒物

三十一〜三十四（略）

三十一〜三十四（略）

（製造の方法の基準）
第三条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、充填する高压ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。

二 容器は、充填する高压ガスの種類、充填圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。

三〜五（略）

（容器検査の除外）

第五条 法第四十四条第一項第三号の経済産業省令で定める用途に供する容器は、次の各号に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充填されないもの
- 三 本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充填された後に流通しないもの

（容器検査における容器の規格）

素、セレン化水素、トリメチルアミン、ふつ素、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、四ふつ化硫黄、四ふつ化ケイ素、硫化水素及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの

三十一〜三十四（略）

（製造の方法の基準）
第三条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器は、充てんする高压ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。

二 容器は、充てんする高压ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。

三〜五（略）

（容器検査の除外）

第五条 法第四十四条第一項第三号の経済産業省令で定める用途に供する容器は、次の各号に掲げるものとする。

- 一（略）
- 二 本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充てんされないもの
- 三 本邦で使用される容器であつて、高压ガスが充てんされた後に流通しないもの

（容器検査における容器の規格）

第七条 法第四十四条第四項の經濟産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号の他、容器は、充填圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。

四・六 (略)

七 容器は、充填する圧力に応じた気密性を有するものであること。

八 (略)

九 その構造、材料及び使用形態の観点から高压ガスの種類、充填圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器にあつては、当該制限に適合するものであること。

2 (略)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・三 (略)

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

イ (略)

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動

第七条 法第四十四条第四項の經濟産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前号の他、容器は、充てん圧力及び使用温度に応じた強度を有するものであること。

四・六 (略)

七 容器は、充てんする圧力に応じた気密性を有するものであること。

八 (略)

九 その構造、材料及び使用形態の観点から高压ガスの種類、充てん圧力、内容積及び表示方法を制限することが適切である容器にあつては、当該制限に適合するものであること。

2 (略)

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

一・三 (略)

四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示(記号 R)

イ (略)

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充てん圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自

車燃料装置用複合容器（記号 V 2）

ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 3）

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 V H 2）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 V H 3）

四の二の二、四の二の四（略）

四の三 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 2）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 3）

四の四・四の五（略）

五 容器の記号（液化石油ガスを充填する容器にあつては、三文字以下のものに限る。）及び番号（液化石油ガスを充填する容器にあつては、五けた以下のものに限る。）

自動車燃料装置用複合容器（記号 V 2）

ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V 3）

四の二 圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 V H 2）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素自動車燃料装置用容器（記号 V H 3）

四の二の二、四の二の四（略）

四の三 圧縮水素運送自動車用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮水素運送自動車用容器の区分

イ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 2）

ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充填圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮水素運送自動車用容器（記号 T H 3）

四の四・四の五（略）

五 容器の記号（液化石油ガスを充てんする容器にあつては、三文字以下のものに限る。）及び番号（液化石油ガスを充てんする容器にあつては、五けた以下のものに限る。）

六・七 (略)

八 アセチレンガスを充填する容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量を加えた質量(記号 T W、単位 キログラム)

九〇十一 (略)

十二 圧縮ガスを充填する容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、最高充填圧力(記号 F P、単位 メガパスカル)及び M

十二の二〇十五 (略)

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 再充填禁止容器

四〇六 (略)

3・4 (略)

(容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更の手続)

第九条 (略)

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一 (略)

二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。

イ 充填することができる高压ガスの名称

ロ 充填することができる高压ガスが可燃性ガス及び毒性ガ

六・七 (略)

八 アセチレンガスを充てんする容器にあつては、前号の質量にその容器の多孔質物及び附属品の質量を加えた質量(記号 T W、単位 キログラム)

九〇十一 (略)

十二 圧縮ガスを充てんする容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、最高充てん圧力(記号 F P、単位 メガパスカル)及び M

十二の二〇十五 (略)

2 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 再充てん禁止容器

四〇六 (略)

3・4 (略)

(容器に充てんする高压ガスの種類又は圧力の変更の手続)

第九条 (略)

(表示の方式)

第十条 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げるところに従つて行わなければならない。

一 (略)

二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。

イ 充てんすることができる高压ガスの名称

ロ 充てんすることができる高压ガスが可燃性ガス及び毒性

スの場合にあつては、当該高圧ガスの性質を示す文字（可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」）

三 (略)

2 5 (略)

(法第四十九条の二第一項の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める

附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルブ（再充填禁止容器以外の容器に装置されるものに限る。）

二 四 (略)

(附属品検査の刻印)

第十八条 法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 六 (略)

七 次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ 圧縮アセチレンガスを充填する容器（記号 AG）

ロ 又 (略)

八 (略)

ガスの場合にあつては、当該高圧ガスの性質を示す文字（可燃性ガスにあつては「燃」、毒性ガスにあつては「毒」）

三 (略)

2 5 (略)

(法第四十九条の二第一項の容器の附属品)

第十三条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める

附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルブ（再充てん禁止容器以外の容器に装置されるものに限る。）

二 四 (略)

(附属品検査の刻印)

第十八条 法第四十九条の三第一項の規定により、刻印をしようとする者は、附属品の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号（アセチレン容器に用いる溶栓式安全弁にあつては第一号から第四号まで及び第七号）に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。ただし、刻印することが適当でない附属品については、他の薄板に刻印したものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをしたものをもつてこれに代えることができる。

一 六 (略)

七 次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ 圧縮アセチレンガスを充てんする容器（記号 AG）

ロ 又 (略)

八 (略)

第六章 充填

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一 次のイからホまでに掲げる容器以外の容器 安全弁（液化水素運送自動車用容器に装置する場合にあつては、液化水素運送自動車用低圧安全弁及び液化水素運送自動車用高圧安全弁とする。）

イ 安全弁と接することにより当該安全弁を著しく劣化させるおそれがある高圧ガスを充填する容器

ロ 毒性ガスを充填する容器であつて安全弁を装置することが不適切であるもの

ハ 炭酸ガスを充填する容器（圧力二十四・五メガパスカル以上で行つた耐圧試験に合格した消防用の設備又は航空機に備えるものに限る。）

ニ・ホ (略)

二 (略)

三 液化石油ガス以外の可燃性ガス、毒性ガス（塩素を除く。）

）又は酸素の液化ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高圧ガス運送自動車用容器 緊急しや断装置

四 液化石油ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器又は高圧ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出したもの プロテクター、附属配管及び緊急しや断装置

五 液化石油ガスを充填する内容積が四千リットル以上の容器

第六章 充てん

(再充填禁止容器以外の容器に係る附属品)

第十九条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一 次のイからホまでに掲げる容器以外の容器 安全弁（液化水素運送自動車用容器に装置する場合にあつては、液化水素運送自動車用低圧安全弁及び液化水素運送自動車用高圧安全弁とする。）

イ 安全弁と接することにより当該安全弁を著しく劣化させるおそれがある高圧ガスを充てんする容器

ロ 毒性ガスを充てんする容器であつて安全弁を装置することが不適切であるもの

ハ 炭酸ガスを充てんする容器（圧力二十四・五メガパスカル以上で行つた耐圧試験に合格した消防用の設備又は航空機に備えるものに限る。）

ニ・ホ (略)

二 (略)

三 液化石油ガス以外の可燃性ガス、毒性ガス（塩素を除く。）

）又は酸素の液化ガスを充てんする内容積が四千リットル以上の容器又は高圧ガス運送自動車用容器 緊急しや断装置

四 液化石油ガスを充てんする内容積が四千リットル以上の容器又は高圧ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出したもの プロテクター、附属配管及び緊急しや断装置

五 液化石油ガスを充てんする内容積が四千リットル以上の容

又は高圧ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出していないもの 附属配管及び緊急しや断装置

六 (略)

(再充填禁止容器に係る附属品)

第二十条 法第四十八条第二項第三号の経済産業省令で定める容器は、再充填禁止容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、安全弁とする。

(液化ガスの質量の計算の方法)

第二十二条 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = V \sqrt{C}$$

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G (略)

V (略)

C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充填する液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充填すべき液化水素の大気圧における沸点下の比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。)、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充填する液化ガスにあつ

器又は高圧ガス運送自動車用容器であつて、バルブ、附属配管又は液面計が突出していないもの 附属配管及び緊急しや断装置

六 (略)

(再充てん禁止容器に係る附属品)

第二十条 法第四十八条第二項第三号の経済産業省令で定める容器は、再充てん禁止容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、安全弁とする。

(液化ガスの質量の計算の方法)

第二十二条 法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = V \sqrt{C}$$

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G (略)

V (略)

C 低温容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充てんする液化ガスにあつては当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数(液化水素運送自動車用容器にあつては、当該容器に充てんすべき液化水素の大気圧における沸点下の比重(単位キログラム毎リットル)の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数。)、第二条第二十六号の表上欄に掲げるその他のガスであつて、耐圧試験圧力が二十四・五メガパスカルの同表Aに該当する容器に充てんする液化ガス

ては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する容器に
 充填する液化ガスにあつては温度五十五度における圧力が
 それぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液化ガス一
 キログラムの占める容積(単位 リットル)の数値、その
 他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類
 に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	三・五〇
液化エタン	二・八〇
液化プロパン	二・三五
液化プロピレン	二・二七
液化ブタン	二・〇五
液化ブチレン	二・〇〇
液化シクロプロパン	一・八七
液化アンモニア	一・八六
液化ブタジエン	一・八五
液化トリメチルアミン	一・七六
液化ジメチルアミン	一・七〇
液化メチルエーテル	一・六七
液化ジメチルエーテル	一・六七
液化モノメチルアミン	一・六七
液化塩化水素	一・六七
液化シアン化水素	一・五七
液化硫化水素	一・四七
液化炭酸ガス	一・三四
液化亜酸化窒素	一・三四
液化酸化エチレン	一・三〇
液化フルオロカーボン百五十二a	一・二七

にあつては温度四十八度における圧力、同表Bに該当する
 容器に充てんする液化ガスにあつては温度五十五度におけ
 る圧力がそれぞれ十四・七メガパスカル以下となる当該液
 化ガス一キログラムの占める容積(単位 リットル)の数
 値、その他のものにあつては次の表の上欄に掲げる液化ガ
 スの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	三・五〇
液化エタン	二・八〇
液化プロパン	二・三五
液化プロピレン	二・二七
液化ブタン	二・〇五
液化ブチレン	二・〇〇
液化シクロプロパン	一・八七
液化アンモニア	一・八六
液化ブタジエン	一・八五
液化トリメチルアミン	一・七六
液化ジメチルアミン	一・七〇
液化メチルエーテル	一・六七
(新設)	(新設)
液化モノメチルアミン	一・六七
液化塩化水素	一・六七
液化シアン化水素	一・五七
液化硫化水素	一・四七
液化炭酸ガス	一・三四
液化亜酸化窒素	一・三四
液化酸化エチレン	一・三〇
液化フルオロカーボン百五十二a	一・二七

液化クロルメチル	一・二五
液化フルオロカーボン三十二	一・二四
液化塩化ビニル	一・二二
液化フルオロカーボン四百四A	一・一五
液化四ふつ化エチレン	一・一一
液化フルオロレフィン千二百三十四 y f	一・〇五
液化フルオロカーボン五百	一・〇〇
液化フルオロカーボン十三	一・〇〇
液化フルオロカーボン二十二	〇・九八
液化フルオロレフィン千二百三十四 z e	〇・九六
液化フルオロカーボン百三十四 a	〇・九四
液化フルオロカーボン五百二	〇・九三
液化六ふつ化硫黄	〇・九一
液化フルオロカーボン百十五	〇・九〇
液化フルオロカーボン十二	〇・八六
液化キセノン	〇・八一
液化塩素	〇・八〇
液化臭化水素	〇・八〇
液化亜硫酸ガス	〇・八〇
液化フルオロカーボン十三 B 一	〇・七九
液化フルオロカーボン百十四	〇・七六
液化フルオロカーボン C 三百十八	〇・七四
温度十五度における比重(以下この表において「比重」という。)が〇・四五三以上	二・七八
〇・四六二以下の液化石油ガス	
比重が〇・四六三以上〇・四七二以下の液化石油ガス	二・七一
比重が〇・四七三以上〇・四八〇以下の液	二・六四

液化クロルメチル	一・二五
(新設)	(新設)
液化塩化ビニル	一・二二
(新設)	(新設)
液化四ふつ化エチレン	一・一一
(新設)	(新設)
液化フルオロカーボン五百	一・〇〇
(新設)	(新設)
液化フルオロカーボン十三	一・〇〇
液化フルオロカーボン二十二	〇・九八
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
液化フルオロカーボン五百二	〇・九三
(新設)	(新設)
液化六ふつ化硫黄	〇・九一
液化フルオロカーボン百十五	〇・九〇
液化フルオロカーボン十二	〇・八六
液化キセノン	〇・八一
液化塩素	〇・八〇
液化臭化水素	〇・八〇
液化亜硫酸ガス	〇・八〇
液化フルオロカーボン十三 B 一	〇・七九
液化フルオロカーボン百十四	〇・七六
液化フルオロカーボン C 三百十八	〇・七四
温度十五度における比重(以下この表において「比重」という。)が〇・四五三以上	二・七八
〇・四六二以下の液化石油ガス	
比重が〇・四六三以上〇・四七二以下の液	二・七一
比重が〇・四七三以上〇・四八〇以下の液	二・六四

化石油ガス	比重が○・四八一以上○・四八八以下の液	二・五七
化石油ガス	比重が○・四八九以上○・四九五以下の液	二・五〇
化石油ガス	比重が○・四九六以上○・五〇三以下の液	二・四四
化石油ガス	比重が○・五〇四以上○・五一〇以下の液	二・三八
化石油ガス	比重が○・五一〇以上○・五一九以下の液	二・三三
化石油ガス	比重が○・五二〇以上○・五二七以下の液	二・二八
化石油ガス	比重が○・五二八以上○・五三六以下の液	二・二三
化石油ガス	比重が○・五三七以上○・五四四以下の液	二・一八
化石油ガス	比重が○・五四五以上○・五五二以下の液	二・一三
化石油ガス	比重が○・五五三以上○・五六〇以下の液	二・〇九
化石油ガス	比重が○・五六一以上○・五六八以下の液	二・〇四
化石油ガス	比重が○・五六九以上○・五七六以下の液	二・〇〇
化石油ガス	比重が○・五七七以上○・五八四以下の液	一・九七
化石油ガス	比重が○・五八五以上○・五九二以下の液	一・九三

化石油ガス	比重が○・四八一以上○・四八八以下の液	二・五七
化石油ガス	比重が○・四八九以上○・四九五以下の液	二・五〇
化石油ガス	比重が○・四九六以上○・五〇三以下の液	二・四四
化石油ガス	比重が○・五〇四以上○・五一〇以下の液	二・三八
化石油ガス	比重が○・五一〇以上○・五一九以下の液	二・三三
化石油ガス	比重が○・五二〇以上○・五二七以下の液	二・二八
化石油ガス	比重が○・五二八以上○・五三六以下の液	二・二三
化石油ガス	比重が○・五三七以上○・五四四以下の液	二・一八
化石油ガス	比重が○・五四五以上○・五五二以下の液	二・一三
化石油ガス	比重が○・五五三以上○・五六〇以下の液	二・〇九
化石油ガス	比重が○・五六一以上○・五六八以下の液	二・〇四
化石油ガス	比重が○・五六九以上○・五七六以下の液	二・〇〇
化石油ガス	比重が○・五七七以上○・五八四以下の液	一・九七
化石油ガス	比重が○・五八五以上○・五九二以下の液	一・九三

化石油ガス	比重が〇・五九三以上〇・六〇〇以下の液	一・八九
化石油ガス	比重が〇・六〇一以上〇・六〇八以下の液	一・八六
その他の液化ガス	一・〇五を当該液化ガスの温度四十八度における比重で除して得た数値	

(特別充填の許可申請)

第二十三条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充填許可申請書に事由を具した書面を添えて、充填する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充填をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

(容器再検査の期間)

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一

化石油ガス	比重が〇・五九三以上〇・六〇〇以下の液	一・八九
化石油ガス	比重が〇・六〇一以上〇・六〇八以下の液	一・八六
その他の液化ガス	一・〇五を当該液化ガスの温度四十八度における比重で除して得た数値	

(特別充てんの許可申請)

第二十三条 法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第四の特別充てん許可申請書に事由を具した書面を添えて、充てんする事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものについては、充てんをする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

(容器再検査の期間)

第二十四条 法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一

号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一（略）

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アセチレン又は塩素を充填するためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

三（略）

2 前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が装置されている自動車に当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3（略）

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、アルミニウム合金

号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一（略）

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アセチレン又は塩素を充填するためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは六年、経過年数二十年以上のものは二年

三（略）

2 前項の規定にかかわらず、道路運送車両法第六十一条に定める自動車検査証の有効期間が一年の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、容器検査合格月の前月の末日から起算して、当該容器が装置されている自動車に当該起算日から起算して六年を経過して最初に受ける道路運送車両法第六十二条の検査までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

3（略）

（容器再検査における容器の規格）

第二十六条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、アルミニウム合金

製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとす。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるものうち経済産業大臣が定めるもののみとすることができる。

一 容器は、次のイからハまでに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の液化石油ガスを充填する容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）にあつては、スカートの著しい腐食、摩耗又は変形がないものであり、かつ、底面間隔（容器を水平面に直立させた場合における当該容器本体の底面と水平面との間隔をいう。）が当該容器の底部の腐食の防止のため十分なものを合格とすること。

二 液化石油ガスを充填する容器（ステンレス鋼、アルミニウム合金その他腐食しにくい材料で製造されたもの以外のもの）であつて、内容積が百二十リットル未満のものに限る。）にあつては、告示で定めるところにより適切な防錆塗装が行われたものであること。

三 (略)

2 5 (略)

(附属品再検査の期間)

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める

製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器及び一般複合容器に係るものは、次の各号に掲げるものとす。ただし、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、容器検査合格月の前月の末日又は第一号及び第三号に掲げるところにより行う容器再検査合格月の前月の末日から起算して四年一月を経過して最初に受ける容器再検査以外にあつては、第一号に掲げるものうち経済産業大臣が定めるもののみとすることができる。

一 容器は、次のイからハまでに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ・ロ (略)

ハ 内容積が十五リットル以上百二十リットル未満の液化石油ガスを充てんする容器（液化石油ガス自動車燃料装置用容器を除く。）にあつては、スカートの著しい腐食、摩耗又は変形がないものであり、かつ、底面間隔（容器を水平面に直立させた場合における当該容器本体の底面と水平面との間隔をいう。）が当該容器の底部の腐食の防止のため十分なものを合格とすること。

二 液化石油ガスを充てんする容器（ステンレス鋼、アルミニウム合金その他腐食しにくい材料で製造されたもの以外のもの）であつて、内容積が百二十リットル未満のものに限る。）にあつては、告示で定めるところにより適切な防錆塗装が行われたものであること。

三 (略)

2 5 (略)

(附属品再検査の期間)

第二十七条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める

期間は、次の各号に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

二 内容積が四キリットル未満の容器（液化石油ガスを充填するためのものに限り、高圧ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数六年六月を超えるものは一年

三 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数七年六月を超えるものは一年

四 (略)

2 (略)

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するもの

期間は、次の各号に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

二 内容積が四キリットル未満の容器（液化石油ガスを充てんするためのものに限り、高圧ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数六年六月を超えるものは一年

三 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品については、経過年数七年六月以下のものは附属品検査等合格日から当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの間、経過年数七年六月を超えるものは一年

四 (略)

2 (略)

（附属品再検査における附属品の規格）

第二十九条 法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものを除く。）は、次のイ及びロに規定するところにより気密試験を行い、これに合格するもの

であること。

イ (略)

ロ 当該附属品が装置される容器の種類に応じた気密試験圧力(液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては、当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充填すべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の三分の二倍の圧力)以上の圧力を加えた場合に、漏れ等がないものを合格とする。

三〇七 (略)

2 (略)

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備(再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。)を備えること。

イ ホ (略)

ヘ 塗装厚さを測定するための設備(液化石油ガスを充填する容器に係るものに限る。)

二〇七 (略)

(検査主任者の資格)

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

であること。

イ (略)

ロ 当該附属品が装置される容器の種類に応じた気密試験圧力(液化水素運送自動車用低圧安全弁にあつては、当該安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器に充てんすべき液化水素の体積が容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の三分の二倍の圧力)以上の圧力を加えた場合に、漏れ等がないものを合格とする。

三〇七 (略)

2 (略)

(検査設備の基準)

第三十三条 法第五十条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器を再検査する容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備(再検査をする容器及びその規格に応じたものに限る。以下この条において同じ。)を備えること。

イ ホ (略)

ヘ 塗装厚さを測定するための設備(液化石油ガスを充てんする容器に係るものに限る。)

二〇七 (略)

(検査主任者の資格)

第三十四条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高压ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高压ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

三・四（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ〜ハ（略）

二 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第二号において

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高压ガスの充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、充てんの作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者

三・四（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第三十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 第八条第一項又は第六十二条の刻印の下又は右に次に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第三号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて、又は圧縮水素運送自動車用容器であつて、自動車に装置された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項第四号に規定する方式に従つて行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

イ〜ハ（略）

二 前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第二号において

て同じ。)のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2・3 (略)

(帳簿)

第七十一条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき者の区分	記載すべき事項
容器製造業者	一 刻印等がされたとき。 型式承認番号(自主検査刻印等のある容器に限る。)、容器の記号及び番号、充填すべきガスの種類、内容積、製造年月日、容器検査の年月日(自主検査刻印等のある容器を除く。)、場所及び成績並びに材料の製造者 二 容器を譲渡したとき。 容器の記号及び番号、譲渡先並びに譲渡年月日

(略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容

て同じ。)のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。

2・3 (略)

(帳簿)

第七十一条 法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき者の区分	記載すべき事項
容器製造業者	一 刻印等がされたとき。 型式承認番号(自主検査刻印等のある容器に限る。)、容器の記号及び番号、充てんすべきガスの種類、内容積、製造年月日、容器検査の年月日(自主検査刻印等のある容器を除く。)、場所及び成績並びに材料の製造者 二 容器を譲渡したとき。 容器の記号及び番号、譲渡先並びに譲渡年月日

(略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容

器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一 (略)

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アソモニア又は塩素を充填するためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三 十 (略)

十一 内容積が四千リットル未満の容器（液化石油ガスを充填するためのものに限り、高压ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のもは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十二・十三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一 (略)

二 耐圧試験圧力が三・〇メガパスカル以下であり、かつ、内容積が二十五リットル以下の溶接容器等（シアン化水素、アソモニア又は塩素を充てんするためのものを除く。）であつて、昭和三十年七月以降において法第四十四条第一項に規定する容器検査又は第三十六条第一項に規定する放射線検査に合格したものについては、経過年数二十年未満のものは前項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数二十年以上のものは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

三 十 (略)

十一 内容積が四千リットル未満の容器（液化石油ガスを充てんするためのものに限り、高压ガス運送自動車用容器又は鉄道車両に固定されたものを除く。）に装置されている附属品については、経過年数六年六月以下のもは前項に掲げる事項を記載した日から二年を経過して最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数六年六月を超えるものは前項に掲げる事項を記載した日から一年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

十二・十三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充_レ填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二・三 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 再充_レ填禁止容器以外の容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 再充_レ填禁止容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

一 第二十四条第二項の自動車に装置された状態で液化石油ガスを充_レてんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器再検査を受けたことのないものについては、第一項に掲げる事項を記載した日から第二十四条第二項に規定する期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二・三 (略)

4 前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一 充_レてん禁止容器以外の容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二 充_レてん禁止容器については、第一項に掲げる事項を記載した日から六年を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 不活性ガス <u>ヘリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四 y f、フルオロオレフィン千二百三十四 z e、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三 B 一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百一 A、フルオロカーボン四百一 B、フルオロカーボン四百二 A、フルオロカーボン四百二 B、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 A、フルオロカーボン四百七 B、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン四百七 D、フルオロカーボン四百七 E、フルオロカーボン四百十 A、フルオロカーボン四百十 B、フルオロカーボン四百十三 A、フルオロカーボン四百十七 A、フルオロカーボン四百二十二 A、フルオロカーボン四百二十二 D、フルオロカーボン四百二十三 A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百二、フルオロカーボン五百七 A 及びフルオロカーボン五百九 A</u></p> <p>三の二 特定不活性ガス <u>不活性ガスのうち、次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>フルオロオレフィン千二百三十四 y f</u></p> <p>ロ <u>フルオロオレフィン千二百三十四 z e</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 不活性ガス <u>二酸化炭素、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三 B 一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四 a、フルオロカーボン四百一 A、フルオロカーボン四百一 B、フルオロカーボン四百二 A、フルオロカーボン四百二 B、フルオロカーボン四百四 A、フルオロカーボン四百七 A、フルオロカーボン四百七 B、フルオロカーボン四百七 C、フルオロカーボン四百七 D、フルオロカーボン四百七 E、フルオロカーボン四百十 A、フルオロカーボン四百十 B、フルオロカーボン四百十三 A、フルオロカーボン四百十七 A、フルオロカーボン四百二十二 A、フルオロカーボン四百二十二 D、フルオロカーボン四百二十三 A、フルオロカーボン五百、フルオロカーボン五百二、フルオロカーボン五百七 A、フルオロカーボン五百九 A 及びヘリウム</u></p> <p>（新設）</p>

ハ フルオロカーボン三十二

四〇七 (略)

2 (略)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらとの配管（可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

四〇九 (略)

九の二 前号に規定する吸収式アンモニア冷凍機は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 屋外に設置するものであつて、アンモニア充填量は、一台当たり二十五キログラム以下のものであること。

ロ〇リ (略)

十〇十四 (略)

十五 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。

十六・十七 (略)

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備で

四〇七 (略)

2 (略)

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設（以下「製造施設」という。）であつて、その製造設備が定置式製造設備（認定指定設備を除く。）であるものにおける法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 圧縮機、油分離器、凝縮器若しくは受液器又はこれらとの配管（可燃性ガス又は毒性ガスの製造設備のものに限る。）を設置する室は、冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

四〇九 (略)

九の二 前号に規定する吸収式アンモニア冷凍機は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 屋外に設置するものであつて、アンモニア充てん量は、一台当たり二十五キログラム以下のものであること。

ロ〇リ (略)

十〇十四 (略)

十五 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。ただし、吸収式アンモニア冷凍機に係る施設については、この限りでない。

十六・十七 (略)

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備で

ある製造施設における法第八條第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）、第十五号及び第十七号の基準とする。

第十二条（略）

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二條第一項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、第七條第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）、第十五号及び第十七号の基準とする。

（その他製造に係る技術上の基準）

第十五条 法第十三條の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一号の基準に適合すること。

二 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）

第三十三条 法第二十五條の經濟産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。

（廃棄に係る技術上の基準）

第三十四条 法第二十五條の經濟産業省令で定める技術上の基準

ある製造施設における法第八條第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準は、前項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。

第十二条（略）

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造施設における法第十二條第一項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、第七條第一項第一号、第二号、第四号、第六号から第八号まで、第十一号（可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。）及び第十七号の基準とする。

（その他製造に係る技術上の基準）

第十五条 法第十三條の經濟産業省令で定める技術上の基準は、前条第一号の基準とする。

（新設）

（新設）

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定）

第三十三条 法第二十五條の經濟産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス及び毒性ガスとする。

（廃棄に係る技術上の基準）

第三十四条 法第二十五條の經濟産業省令で定める技術上の基準

は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 可燃性ガス及び特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好い場所で少量ずつ放出すること。

二 (略)

(保安検査の方法)

第四十三条 (略)

- 2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二 (略)

三 製造設備が定置式製造設備(第七条第一項第三号及び第十号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。)及び移動式製造設備(第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。)である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。

(指定設備に係る技術上の基準)

第五十七条 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所(以下この条において「事業所」という。)において、第一種製造者が設置するものにあつては第七条第二項(同条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。)、第二種製造者が設置するものにあつては第十二条第二項(第七条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。))の基準に適合すること。

は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好い場所で少量ずつすること。

二 (略)

(保安検査の方法)

第四十三条 (略)

- 2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二 (略)

(新設)

(指定設備に係る技術上の基準)

第五十七条 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所(以下この条において「事業所」という。)において、第一種製造者が設置するものにあつては第七条第二項(同条第一項第一号、第二号及び第六号を除く。)、第二種製造者が設置するものにあつては第十二条第二項(第七条第一項第一号、第二号及び第六号を除く。))の基準に適合することを確保するように製造されていること。

とを確保するように製造されていること。

二〇十 (略)

十一 液状の冷媒ガスが充填され、かつ、冷媒設備の他の部分から隔離されることのある容器であつて、内容積三百リットル以上のものには、同一の切り換え弁に接続された二つ以上の安全弁を設けること。

十二〇十四 (略)

(表示)

第六十条 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〇四 (略)

五 冷媒ガスの種類及び充填量(単位 キログラム)

(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等)

第六十二条 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行ったときは、当該認定指定設備に係る指定設備認定証は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合

二 (略)

2・3 (略)

こと。

二〇十 (略)

十一 液状の冷媒ガスが充てんされ、かつ、冷媒設備の他の部分から隔離されることのある容器であつて、内容積三百リットル以上のものには、同一の切り換え弁に接続された二つ以上の安全弁を設けること。

十二〇十四 (略)

(表示)

第六十条 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鑄出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

一〇四 (略)

五 冷媒ガスの種類及び充てん量(単位 キログラム)

(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等)

第六十二条 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等(転用を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行ったときは、当該認定指定設備に係る指定設備認定証は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

一 当該変更の工事が同一の部品への交換のみである場合

二 (略)

2・3 (略)

別表第一(第二十五条関係)	
検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>五 十六 (略)</p> <p>十七 第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>十八・十九 (略)</p>	<p>五 十六 (略)</p> <p>十七 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十八・十九 (略)</p>
<p>2 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第八条第一号の引火性又は発火性の物のたい</p>	<p>一 (略)</p>

別表第一(第二十五条関係)	
検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>五 十六 (略)</p> <p>十七 第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備</p> <p>十八・十九 (略)</p>	<p>五 十六 (略)</p> <p>十七 可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十八・十九 (略)</p>
<p>2 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一号の引火性又は発火性の物</p>	<p>一 (略)</p>

<p>積の状況</p> <p>二 第八条第二号で準用する第七条第一項各号の検査項目のうち、前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げるもの</p>	<p>二 前項第三号から第五号まで、第七号から第十号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>
<p>のたい積の状況</p> <p>二 第七条第一項第二号の警戒標</p>	<p>二 製造施設の警戒標の掲示の状況を目視により検査する。</p>
<p>三 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>三 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>四 第七条第一項第四号の冷媒ガスが漏えいしない構造</p>	<p>四 製造設備の防振措置、衝撃防護措置、防食措置等の状況を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>五 第七条第一項第六号の冷媒設備の耐圧試験</p>	<p>五 冷媒設備の配管以外の部分を耐圧試験用設備を用いた許容圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う</p>

(削る)	(削る)	六 第七条第一項 第六号の冷媒設備の気密試験	六 冷媒設備を耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた許容圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
(削る)	(削る)	七 第七条第一項 第七号の冷媒設備の圧力計	七 冷媒設備（圧縮機（当該圧縮機が強制潤滑方式であつて、潤滑油圧力に対する保護装置を有するものは除く。）の油圧系統を含む。）の圧力計の設置状況を目視、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。
(削る)	(削る)	八 第七条第一項 第八号の冷媒設備の安全装置	八 冷媒設備の安全装置の設置状況を目視、図面等により検査する。バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
(削る)	(削る)	九 第七条第一項 第十号の受液器の丸形ガラス管液面計	九 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係る受液器に丸形ガラス管液面計が設けられていないことを目視、図面等により検査する。
(削る)	(削る)	十 第七条第一項 第十一号の受液器のガラス管液面計	十 受液器に設けられたガラス管液面計に講じた破損を防止するための措置の状況を目視により検査する。また、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとす

<p>別表第二(第四十三条第二項第三号関係)</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p> <p>二 第七条第一項第十五号の製造施設のガスの漏</p>	<p>検査項目</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>(削る)</p>
	<p>保安検査の方法</p> <p>一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p> <p>二 特定不活性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記</p>	<p>保安検査の方法</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>(削る)</p>

<p>別表第二(削除)</p>	<p>十一 第七条第一項第十二号の可燃性ガスの製造施設の消火設備</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>る冷媒設備にあつては、当該設備に係る受液器と当該ガラス管液面計とを接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十一 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
	<p>十一 第七条第一項第十二号の可燃性ガスの製造施設の消火設備</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>る冷媒設備にあつては、当該設備に係る受液器と当該ガラス管液面計とを接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>十一 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。</p>

<p>2 えいを検知し、かつ、警報するための設備 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合 一 第八条第二号で準用する第七条第一項第三号の漏えいガスが滞留しない構造</p>	<p>録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。 一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。</p>

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 充填容器 現に液化石油ガス（液化石油ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器</p> <p>八 残ガス容器 現に液化石油ガスを充填してある容器であつて、充填容器以外のもの</p> <p>九・十 （略）</p> <p>十一 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分</p> <p>十二 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスが通る部分</p> <p>十三～十九 （略）</p> <p>二十 液化石油ガススタンド 液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該液化石油ガスを直接充填するための処理設備を有する定置式製造設備</p> <p>二十一・二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第一種製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 充てん容器 現に液化石油ガス（液化石油ガスが充てんされた後に当該ガスの質量が充てん時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充てんしてある容器</p> <p>八 残ガス容器 現に液化石油ガスを充てんしてある容器であつて、充てん容器以外のもの</p> <p>九・十 （略）</p> <p>十一 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分</p> <p>十二 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスの通る部分</p> <p>十三～十九 （略）</p> <p>二十 液化石油ガススタンド 液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該液化石油ガスを直接充てんするための処理設備を有する定置式製造設備</p> <p>二十一・二十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（第一種製造設備に係る技術上の基準）</p> <p>第六条 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号</p>

に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇六 (略)

七 製造設備（液化石油ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第十九条第一号ロ、第五十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第五十八条第七号において「流動防止措置」という。）若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

八〇三十四 (略)

三十五 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ〇二 (略)

ホ 充填容器等（車両に固定した容器であつて配管により接続されていないものを除く。）に係る容器置場（断熱材で被覆してある充填容器等のみに係るものを除く。）には、直射日光を遮るための措置（液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。

ヘ〇七 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇六 (略)

七 製造設備（液化石油ガスの通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第十九条第一号ロ、第五十三条第一項第三号及び第二項第一号並びに第五十八条第七号において「流動防止措置」という。）若しくは液化石油ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

八〇三十四 (略)

三十五 容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器（以下「充てん容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ〇二 (略)

ホ 充てん容器等（車両に固定した容器であつて配管により接続されていないものを除く。）に係る容器置場（断熱材で被覆してある充てん容器等のみに係るものを除く。）には、直射日光を遮るための措置（液化石油ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。

ヘ〇七 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 充_レ填するときは、エアゾール又はガスライターガスの製造用その他工業用に使用される液化石油ガスにあつては「工業用無臭」の文字を朱書した標紙を貼り、又はその文字を表示した容器に充_レ填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを容器に充_レ填すること。

三 エアゾール、ガスライターガス又は液化石油ガスこんろ（カセットこんろに限る。）用燃料ガス（以下本号において「エアゾール等」という。）の製造は、次に掲げる基準によりすること。

イ〜ヘ (略)

ト エアゾール等の充_レ填された容器は、その全数について当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

チ エアゾール等の充_レ填された容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外面には、当該エアゾール等を製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。

四〜六 (略)

七 容器置場並びに充_レ填容器及び残ガス容器（以下「充_レ填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充_レ填容器等は、充_レ填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ・ハ (略)

ニ 充_レ填容器等は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第

一 (略)

二 充_レてんするときは、エアゾール又はガスライターガスの製造用その他工業用に使用される液化石油ガスにあつては「工業用無臭」の文字を朱書した標紙を貼り、又はその文字を表示した容器に充_レてんし、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを容器に充_レてんすること。

三 エアゾール、ガスライターガス又は液化石油ガスこんろ（カセットこんろに限る。）用燃料ガス（以下本号において「エアゾール等」という。）の製造は、次に掲げる基準によりすること。

イ〜ヘ (略)

ト エアゾール等の充_レてんされた容器は、その全数について当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

チ エアゾール等の充_レてんされた容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外面には、当該エアゾール等を製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。

四〜六 (略)

七 容器置場並びに充_レてん容器及び残ガス容器（以下「充_レてん容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充_レてん容器等は、充_レてん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ・ハ (略)

ニ 充_レてん容器等は、常に温度四十度（容器保安規則第二条

三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十一条第四号ハ、第四十八条第二号、第四十九条第二号及び第五十八条第五号において同じ。）以下に保つこと。

ホ 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

3
(略)

(液化石油ガススタンドに係る技術上の基準)

第八条 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 ディスペンサーには、充填終了時に、液化石油ガスを停止する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講ずること。

四 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外表面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 液化石油ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより

第三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十一条第四号ハ、第四十八条第二号、第四十九条第二号及び第五十八条第五号において同じ。）以下に保つこと。

ホ 充てん容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

3
(略)

(液化石油ガススタンドに係る技術上の基準)

第八条 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 ディスペンサーには、充てん終了時に、液化石油ガスを停止する装置を設け、かつ、充てんホースからの漏えいを防止するための措置を講ずること。

四 充てんを受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外表面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 液化石油ガスの充てんは、次に掲げる基準によることによ

、充填した後に液化石油ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講じてすること。

イ (略)

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充填すること。

3 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第九条 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 製造施設には、充填作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。

三・四 (略)

五 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第一項第三十五号(ホを除く。)の基準に適合すること。

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号(ニを除く。)の基準に適合すること。

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十七条の四第一項の充填設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充填設備を除く。次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号

り、充てんした後に液化石油ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講じてすること。

イ (略)

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充てんすること。

3 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第九条 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 製造施設には、充てん作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。

三・四 (略)

五 貯蔵設備である充てん容器等及びその容器置場は、第六条第一項第三十五号(ホを除く。)の基準に適合すること。

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 貯蔵設備である充てん容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号(ニを除く。)の基準に適合すること。

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十七条の四第一項の充てん設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充てん設備を除く。次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号

の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

4 製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充填設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項第一号の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

第十三条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 液化石油ガスを充填するときは、火気を取り扱う場所、多数の人が集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。

二 (略)

三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器には充填しないこと。

四・五 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充てん設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

4 製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充てん設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項第一号の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充てん設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

第十三条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 液化石油ガスを充てんするときは、火気を取り扱う場所、多数の人が集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。

二 (略)

三 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、車両に固定した容器には充てんしないこと。

四・五 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十四条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所に係る法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 四 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管（高圧ガスが通る部分に限る。）については第六条第一項第十七号から第十九号までに規定する高圧ガス設備の例によるものであること。
- 五 (略)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十九条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 貯蔵する液化石油ガスの高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- 二 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分の変更の工事
- 三 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の液化石油ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事
- 四 (略)

2 (略)

(完成検査を要しない変更の工事の範囲)

第二十四条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所に係る法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 四 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管（高圧ガスの通る部分に限る。）については第六条第一項第十七号から第十九号までに規定する高圧ガス設備の例によるものであること。
- 五 (略)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十九条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 貯蔵する液化石油ガスの高圧ガスの通る部分（貯槽を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- 二 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分の変更の工事
- 三 貯蔵する液化石油ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分以外の液化石油ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事
- 四 (略)

2 (略)

(完成検査を要しない変更の工事の範囲)

第三十四条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 貯蔵する液化石油ガスのガス(その原料となるガスを含む。)が通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高压ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(第二十九条第一項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十一条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。

三 充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の期間(同条第三項の許可に係る充填容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間)を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。

四 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く。以下この条にお

第三十四条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 貯蔵する液化石油ガスのガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分(耐震設計構造物に係る貯槽を除く。)の取替え又は設置位置の変更(高压ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(第二十九条第一項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十一条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。

三 充てん容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の期間(同条第三項の許可に係る充てん容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間)を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。

四 液化石油ガスを燃料(工業用燃料を除く。以下この条にお

いて同じ。)の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行うこと。

イ 充填容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充填容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ 充填容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

ハ 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ニ 充填容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。

ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高压側の耐圧性能及び気密性能が二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。

ヘ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては二・六メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル(調整器に接続する長さ〇・三メートル(屋外に設置した風呂がまに用いるもの

いて同じ。)の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行うこと。

イ 充てん容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ニ 充てん容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。

ホ 充てん容器等と閉止弁との間には、高压側の耐圧性能及び気密性能が二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。

ヘ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては二・六メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル(調整器に接続する長さ〇・三メートル(屋外に設置した風呂がまに用いるもの

にあつては、二メートル）未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。

ト (略)
五 (略)

（検査を要しない輸入高压ガス）

第四十五条の四 法第二十二條第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する液化石油ガスを充填するためのものに限る。）内における液化石油ガスを輸入する場合とする。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十八条 車両又は鉄道車両に固定した容器（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）により液化石油ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

二 充_レ填_ル容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充_レ填_ル容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充_レ填_ル容器等にあつては

のにあつては、二メートル）未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。

ト (略)
五 (略)

（検査を要しない輸入高压ガス）

第四十五条の四 法第二十二條第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する液化石油ガスを充てんするためのものに限る。）内における液化石油ガスを輸入する場合とする。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十八条 車両又は鉄道車両に固定した容器（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）により液化石油ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・一の二 (略)

二 充_レてん_ル容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充_レてん_ル容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充_レてん_ル容器等にあ

、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

三 液化石油ガスの充^レ填^ル容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第八号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。

四〇八（略）

九 充^レ填^ル容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十（略）

十一 充^レ填^ル容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十二 充^レ填^ル容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十三〇十五（略）

十六 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充^レ填^ル容器等が危険な状態となつた場合又は当該充^レ填^ル容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イ〇ハ（略）

十七〇十八（略）

つては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

三 液化石油ガスの充^レて^ルん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第八号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。

四〇八（略）

九 充^レて^ルん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十（略）

十一 充^レて^ルん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十二 充^レて^ルん容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十三〇十五（略）

十六 車両に固定した容器により、質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充^レて^ルん容器等が危険な状態となつた場合又は当該充^レて^ルん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。

イ〇ハ（略）

十七〇十八（略）

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 前条に規定する場合以外の場合(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用に供するものに限る。))による場合を除く。))における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

一の二 (略)

二 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。

四 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

五 充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 充填容器等は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充填容器

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 前条に規定する場合以外の場合(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用に供するものに限る。))による場合を除く。))における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

一の二 (略)

二 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

三 突出したバルブのある充てん容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。

四 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

五 充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

六 充てん容器等は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物と同一の車両に積載して移動しないこと。ただし、内容積百二十リットル未満の充てん

等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。

七 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

八 質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号口中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。

九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（その他消費に係る技術上の基準）

第五十八条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

容器等と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合にあつては、この限りでない。

七 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が四十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

八 質量三千キログラム以上の液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十四号から第十八号までの基準を準用する。この場合において、前条第十七号口中「容器を固定した車両」とあるのは、「当該ガスの充てん容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。

九 液化石油ガスを移動するとき（液化石油ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、前条第十八号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（その他消費に係る技術上の基準）

第五十八条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた蒸発器内の配管については、この限りでない。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- ハ (略)
- 四 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
- 五 消費は、通風の良好な場所であり、かつ、その充填容器等を温度四十度以下に保つこと。
- 六 十一 (略)

（廃棄に係る技術上の基準）

第六十条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼす

- 一 充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた蒸発器内の配管については、この限りでない。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- ハ (略)
- 四 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
- 五 消費は、通風の良好な場所であり、かつ、その充てん容器等を温度四十度以下に保つこと。
- 六 十一 (略)

（廃棄に係る技術上の基準）

第六十条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 四 (略)
- 五 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及

おそれのあるものを除く。)を使用すること。
ハ (略)

(保安統括者の選任等)

第六十二条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

二 (略)

3 (略)

(保安技術管理者の選任等)

第六十三条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者
一 処理能力が	甲種化学責任者免
一 液化石油ガス(一般高)	一 高圧ガスの製造に関する経験を

ほすおそれのあるものを除く。)を使用すること。
ハ (略)

(保安統括者の選任等)

第六十二条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、液化石油ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

二 (略)

3 (略)

(保安技術管理者の選任等)

第六十三条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者
一 処理能力が	甲種化学責任者免
一 液化石油ガス(一般高)	一 高圧ガスの製造に関する経験を

百万立方メートル（貯槽を設置して専ら充填を行う場合）にあつては、二百立方メートル。以下この表において同じ。）
以上のもの

状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者

圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。
（並びに一種類以上の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
二 圧縮機又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル（液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、送液量三百立方メートル）を超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験
三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高压ガスの製造に関

百万立方メートル（貯槽を設置して専ら充てんを行う場合）にあつては、二百立方メートル。以下この表において同じ。
以上のもの

状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者

圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。
（並びに一種類以上の圧縮ガス及び液化石油ガス以外の液化ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験
二 圧縮機又は液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル（液化石油ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、送液量三百立方メートル）を超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験
三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高压ガスの製造に関

(略)	(略)	<p>する一年以上の経験を有する者と同等以上である</p>
<p>2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 処理能力が五十万立方メートル未満の事業所において、専ら消費（燃烧以外の反応により消費する場合を除く。）をすすめる目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充填する場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(保安主任者の選任等)</p> <p>第六十七条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、液化石油ガスについて百万立方メートル（貯槽を設置して専ら液化石油ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル）とする。</p> <p>255 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第八十二条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充填容器等が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填</p>	(略)	<p>する一年以上の経験を有する者と同等以上である</p>

(略)	(略)	<p>する一年以上の経験を有する者と同等以上である</p>
<p>2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 処理能力が五十万立方メートル未満の事業所において、専ら消費（燃烧以外の反応により消費する場合を除く。）をすすめる目的で液化石油ガスを製造し、又は専ら液化石油ガスを容器若しくは貯槽に充てんする場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(保安主任者の選任等)</p> <p>第六十七条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、液化石油ガスについて百万立方メートル（貯槽を設置して専ら液化石油ガスの充てんを行う場合にあつては、二百万立方メートル）とする。</p> <p>255 (略)</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第八十二条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充</p>	(略)	<p>する一年以上の経験を有する者と同等以上である</p>

容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 (略)

四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを第六十条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

(帳簿)

第九十三条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合に依りては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合に依りては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器に充填した場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する液化石油ガスを充填するためのものに限る。）に液化石油ガスを充填した場合を除く。）	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの充填質量並びに充てん年月日
二 液化石油ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)

てん容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 (略)

四 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを第六十条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

(帳簿)

第九十三条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合に依りては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合に依りては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器に充てんした場合（液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する液化石油ガスを充てんするためのものに限る。）に液化石油ガスを充てんした場合を除く。）	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの充てん質量並びに充てん年月日
二 液化石油ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの充填質量、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)
3 法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	
記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器により授受した場合	一 充填容器の種類及び数 二 販売の年月日 三 販売先
(略)	(略)

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの充てん質量、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)
3 法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	
記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを容器により授受した場合	一 充てん容器の種類及び数 二 販売の年月日 三 販売先
(略)	(略)

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。）</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの</p> <p>二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの</p> <p>二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二</p>

硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物

三 (略)

四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ フルオロオレフィン千二百三十四 y f

ロ フルオロオレフィン千二百三十四 z e

ハ フルオロカーボン三十二

五十三 (略)

十四 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする高压ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分

十五 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスが通る部分十六・十七 (略)

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからリまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに掲げるところにより得られたもの

イチ (略)

リ 水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。） $Q_{17} = W_{17} \times 24$

硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの

三 (略)

四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）

(新設)

五十三 (略)

十四 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする高压ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分

十五 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスが通る部分十六・十七 (略)

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからリまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区分に応じ、それぞれ当該イからリまでに掲げるところにより得られたもの

イチ (略)

(新設)

備考 これらの式において、 $Q_1, W_1, \rho, M, Q_2, W_2, Q_3, W_3$ 、 $V_{10}, Q_4, W_4, Q_5, q_5, Q_6, Q_7, W_7$ 、 $q_{13}, P_{10}, n, Q_{11}, q_6, Q_8, Q_9, W_9, P_9, Q_{10}, W_{10}$ 、 $q_{14}, P_{14}, V_{14}, W_{11}, P_{11}, q_7, Q_{12}, Q_{13}, P_{12}, V_9, P_9, Q_{13}, W_{13}, Q_{16}, P_{16}, q_{16}, V_{11}, q_7, Q_{17}, V_{12}, P_{12}, V_9, P_9, Q_{13}, W_{13}, P_{13}$ の数值を表すものとする。

Q_{17} 水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数值 (単位 立方メートル毎日)

W_{17} 水電解水素発生昇圧装置の能力の数值 (水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。) (単位 立方メートル毎時)

十九〜二十六 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二までに定めるところによる。

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備 (コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。) である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規

備考 これらの式において、 $Q_1, W_1, \rho, M, Q_2, W_2, Q_3, W_3$ 、 $V_{10}, Q_4, W_4, Q_5, q_5, Q_6, Q_7, W_7$ 、 $q_{13}, P_{10}, n, Q_{11}, q_6, Q_8, Q_9, W_9, P_9, Q_{10}, W_{10}$ 、 $q_{14}, P_{14}, V_{14}, W_{11}, P_{11}, q_7, Q_{12}, Q_{13}, P_{12}, V_9, P_9, Q_{13}, W_{13}, Q_{16}, P_{16}, q_{16}, V_{11}, q_7, Q_{17}, V_{12}, P_{12}, V_9, P_9, Q_{13}, W_{13}, P_{13}$ の数值を表すものとする。

Q_{17} (新設)

(新設)

十九〜二十六 (略)

2 (略)

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条までに定めるところによる。

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備 (コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。) である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規

則に規定する技術上の基準によることができる。

一・二 (略)

三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外面から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第四十三号に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

五 (略)

六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

七・八 (略)

九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

則に規定する技術上の基準によることができる。

一・二 (略)

三 可燃性ガスの製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外面から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第四十三号に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

五 (略)

六 可燃性ガスの貯槽には、可燃性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

七・八 (略)

九 可燃性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

と。

十十九 (略)

二十 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七条の第三項第十一号及び第八条の第二項第四号において同じ。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること

二十一 (略)

二十二 液化ガスの貯槽には、液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。

二十三 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ素（以下「五フッ化ヒ素等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等のうちの一種の種類のガスは、他の種類のガスを供給する配管は、他の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限

十十九 (略)

二十 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七条の第三項第十一号及び第八条の第二項第四号において同じ。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十一 (略)

二十二 液化ガスの貯槽には、液面計（酸素又は不活性ガスの超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス及び毒性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。

二十三 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ素（以下「五フッ化ヒ素等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガスにより置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等のうちの一種の種類のガスは、他の種類のガスを供給する配管は、他の種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限

より災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。
（）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

二十四～三十 (略)

三十一 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

三十二～三十七 (略)

三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

三十九 (略)

三十九の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十・四十一 (略)

四十二 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ ホ (略)

ヘ 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

ト リ (略)

ヌ 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十三 (略)

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタン

る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

二十四～三十 (略)

三十一 可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

三十二～三十七 (略)

三十八 可燃性ガスの製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

三十九 (略)

(新設)

四十・四十一 (略)

四十二 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ ホ (略)

ヘ 可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

ト リ (略)

ヌ 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十三 (略)

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタン

ドを除く。)である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ(略)

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「一般複合容器等」という。)であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。)、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。))又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器(以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。))にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に「国際圧

ドを除く。)である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ(略)

又 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「一般複合容器等」という。)であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。))、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。))又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器(以下「圧縮水素運送自動車用容器」という。))にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したものは、高压ガスを充填しないこと。

縮水素自動車燃料装置用容器」という。)にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に「国際相互承認縮水素自動車燃料装置用容器」)にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。

ル (略)

三・四 (略)

五 ガス設備の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ・ホ (略)

六・七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ (略)

ニ 容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。))及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かな

ル (略)

三・四 (略)

五 ガス設備の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ・ホ (略)

六・七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ (略)

ニ 容器置場(不活性ガス及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気

いこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホーチ (略)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備が製造施設の外から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〜五 (略)

六 圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。

）は、その外面から火気（当該圧縮天然ガススタンド内ものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に規定する液化石油ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において単に「液化石油ガススタンド」という。）、液化天然ガススタンド（処理設備（当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。）を除く。以下第

又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホーチ (略)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備が製造施設の外から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〜五 (略)

六 圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスの通る部分に限る。

）は、その外面から火気（当該圧縮天然ガススタンド内ものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガス保安規則第二条第一項第二十号に規定する液化石油ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において単に「液化石油ガススタンド」という。）、液化天然ガススタンド（処理設備（当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。）を除く。以下第

七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。)及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 (略)

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

四〜十七 (略)

十八 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に

七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。)及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 (略)

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。

四〜十七 (略)

十八 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に

限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十一 (略)

3 (略)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

ハ 貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) 貯槽室には、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

二 (略)

五 十八 (略)

十九 液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに

限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十一 (略)

3 (略)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 貯槽は、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあること。

ハ 貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) 貯槽室は、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室は、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

二 (略)

五 十八 (略)

十九 液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに

連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。））、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの）に限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号までの基準に適合すること。

連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。））、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの）に限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十八号から第四十二号までの基準に適合すること。

一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

二〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。))が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一 (略)

十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

十二の二・十三 (略)

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複

(新設)

(新設)

(新設)

二〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド(可燃性ガスの通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。))の通る部分にあつては六メートル、液化水素の通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一 (略)

十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

十二の二・十三 (略)

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複

数の蓄圧器又は圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号並びに第十二条の第二項第五号において同じ。）が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五（略）

十六 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第六条第一項第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2

製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号の基

数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五（略）

（新設）

（新設）

2

製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号の基準に適合すること。

準に適合すること。

一の二・一の三 (略)

二 高压ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二・十の三 (略)

十一 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

十一の二・二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八 (略)

二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然

一の二・一の三 (略)

二 高压ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二・十の三 (略)

十一 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置(不活性ガス又は空気に係る高压ガス設備に設けたものを除く。)のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

十一の二・二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八 (略)

二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然

ガススタンドを除く。)の高压ガス設備(高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

三十一～三十六 (略)

三十七 高压ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置すること。

3 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 製造設備が移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。以下この項及び次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五 (略)

ガススタンドを除く。)の高压ガス設備(高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。

三十一～三十六 (略)

三十七 高压ガス設備のうち、液化水素の通る部分は、同一の基礎上に設置すること。

3 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 製造設備が移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。以下この項及び次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五 (略)

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ヘ (略)

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備を使用して高压ガスを充填するときは、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

チ〜リ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ヘ (略)

ト 可燃性ガスの製造設備を使用して高压ガスを充填するとき、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

チ〜リ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第八条の二 (略)

2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水

素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

ニ 処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該移動式圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ホ (略)

へ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充填すること。

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者(圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにより製造する者を除く。以下この条において同じ。)に係る法第十二条第一項の経

素スタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。以下このハにおいて同じ。)の通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスの通る部分にあつては六メートル、液化水素の通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

ニ 処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該移動式圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備(圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素の通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ホ (略)

へ 第一種製造事業者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た場所で充填すること。

三〇五 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

第十二条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者(圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにより製造する者を除く。以下この条において同じ。)に係る法第十二条第一項の経

濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六條第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号の二までの基準に適合すること。

2 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二條の二 第二種製造者のうち第十一條に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二條第一項の濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六條第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号並びに第七條の三第一項第三号、第五号から第十一号まで、第十四号、第十五号及び第十七号の基準に適合すること。ただし、第七條の三第一項第五号、第十一号及び第十七号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 (略)

濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六條第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号までの基準に適合すること。

2 (略)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二條の二 第二種製造者のうち第十一條に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二條第一項の濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六條第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号並びに第七條の三第一項第三号、第五号から第十一号まで、第十四号及び第十五号の基準に適合すること。ただし、第七條の三第一項第五号及び第十一号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 (略)

五 水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生し

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号、第七条の第三項第十七号並びに同条第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号の基準に適合すること。ただし、第七条の第三項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 高压ガス設備（次号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三・四 （略）

五 圧縮機及び蓄圧器とディスプレイペンサーとの間には障壁を設置

た水素のみの圧力を上昇する装置（以下「水電解水素発生昇圧装置」という。）により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号並びに第七条の第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号並びに前項第五号の基準に適合すること。ただし、第七条の第三項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

二 高压ガス設備（次号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスの通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合、この限りでない。

三・四 （略）

五 圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。）以下この号にお

すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

六・七 (略)

3 (略)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。）により高圧ガスを製造する場合にあつては、第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合すること。

イ・ロ (略)

(削る)

二・三 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がな

いて同じ。）及び蓄圧器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機及び蓄圧器のいずれか又は双方をデイスペンサーと同一の筐体内に配置し、かつ、当該筐体の外面の構造が、それらを有効に保護できる場合は、この限りでない。

六・七 (略)

3 (略)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。）により高圧ガスを製造する場合にあつては、第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 自動車用エアバッグガス発生器（不活性ガス若しくは空気を封入したもの又は亜酸化窒素と不活性ガス若しくは空気との混合ガスであつて、毒性ガスでないものを封入したものに限る。）

二・三 (略)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認め

いものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備(高压ガス設備を除く。)の変更の工事

三(五) (略)

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)

ロ (略)

2 (略)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

る者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備(高压ガス設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の変更の工事

三(五) (略)

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事

イ 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。)の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。)

ロ (略)

2 (略)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 貯槽（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ（略）

ニ 貯槽の修理又は清掃（以下ニにおいて「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

(イ) (略)

(ロ) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ハ) (ホ) (略)

ホトト (略)

二 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及びニの基準に適合することを要しない。

ハトホ (略)

ヘ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示さ

ロ 貯槽（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ (略)

ニ 貯槽の修理又は清掃（以下ニにおいて「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

(イ) (略)

(ロ) 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ハ) (ホ) (略)

ホトト (略)

二 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。

ハトホ (略)

ヘ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示さ

れた年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三條 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六條第二項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合は、次項各号に掲げる基準を適用する。

一 (略)

二 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管（高压ガスが通る部分に限る。）については第六條第一項第十号から第十三号までに規定する高压ガス設備の例によるものであること。

三 (略)

2 (略)

れた年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと。

三 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三條 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六條第二項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合は、次項各号に掲げる基準を適用する。

一 (略)

二 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管（高压ガスの通る部分に限る。）については第六條第一項第十号から第十三号までに規定する高压ガス設備の例によるものであること。

三 (略)

2 (略)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- 二 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分の変更の工事

- 三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

2 (略)

(完成検査を要しない変更の工事の範囲)

第三十三条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 貯蔵する高圧ガスの通る部分（貯槽及びじよ限量百万分の未満のガスが通る部分を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの
- 二 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）の通る部分（じよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）の変更の工事
- 三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

2 (略)

(完成検査を要しない変更の工事の範囲)

第三十三条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスの通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定

設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(第二十八条第一項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもつてすること。
- 三 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。
- 四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。

イ 充填容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内

設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。)の工事(第二十八条第一項に規定する工事を除く。)であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもつてすること。
- 三 圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。
- 四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。

イ 充てん容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、

に置くことができる。

ロ 充_レ填_ル容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること。

ハ 充_レ填_ル容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ニ 充_レ填_ル容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

ホ 充_レ填_ル容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。

(イ)・(ロ) (略)

ヘ 配管には、充_レ填_ル容器等と調整器との間の部分にあつては当該充_レ填_ル容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（長さ〇・三メートル未満のものにあつては〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。

ト・チ (略)

五 (略)

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条 法第二十二條第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は、不活性ガス又は空気を封入したものであつて、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）

屋内に置くことができる。

ロ 充_レて_ん容_器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること。

ハ 充_レて_ん容_器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ニ 充_レて_ん容_器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

ホ 充_レて_ん容_器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。

(イ)・(ロ) (略)

ヘ 配管には、充_レて_ん容_器等と調整器との間の部分にあつては当該充_レて_ん容_器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（長さ〇・三メートル未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。

ト・チ (略)

五 (略)

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条 法第二十二條第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は、不活性ガス又は空気を封入したものであつて、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）

）を超えない構造であり、かつ、再充填できない構造であるものとする。

2 法第二十二條第一項第四号の經濟産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入する場合

イ 毒性ガス以外のガスであつて經濟産業大臣が定めるものが封入してあること。

ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ・ニ (略)

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器(当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。)内における高圧ガスを輸入する場合

四 (略)

五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九條 車両に固定した容器(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高圧ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の經濟産業省令で定める保安上必要な措置及び同條第二項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装

）を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造であるものとする。

2 法第二十二條第一項第四号の經濟産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入する場合

イ 毒性を有しないガスであつて經濟産業大臣が定めるものが封入してあること。

ロ 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ・ニ (略)

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器(当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんするためのものに限る。)内における高圧ガスを輸入する場合

四 (略)

五 航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガスを輸入する場合

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

第四十九條 車両に固定した容器(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高圧ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の經濟産業省令で定める保安上必要な措置及び同條第二項の經濟産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇十（略）

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二・十三（略）

十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五〇二十（略）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二（略）

2（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十條 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものと

置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八條第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

四〇十（略）

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二・十三（略）

十四 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五〇二十（略）

二十一 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二（略）

2（略）

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十條 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものと

する。

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

イ〜ニ（略）

二（略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四〜七（略）

八 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

する。

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

イ〜ニ（略）

二（略）

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと。

四〜七（略）

八 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

九・十 (略)

十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十二 (略)

十三 前条第一項第二十一号に規定する高压ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高压ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

(家庭用設備の設置に係る技術上の基準)

第五十二条 法第二十四条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス（内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充填したものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備（以下「家庭用設備」という。）は、その設置又は変更の工事を終了した後閉止弁と燃焼器との間

九・十 (略)

十一 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十二 (略)

十三 前条第一項第二十一号に規定する高压ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高压ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

(家庭用設備の設置に係る技術上の基準)

第五十二条 法第二十四条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス（内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充てんしたものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備（以下「家庭用設備」という。）は、その設置又は変更の工事を終了した後閉止弁と燃焼器との間

の配管について四・二キロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

二・三 (略)

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

十七 特殊高圧ガスの消費設備は、その内部のガスを不活性ガス

ス(特定不活性ガスを除く。以下この号、第二十一号及び次項第四号において同じ。)により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体(当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。)の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

一八 一三十 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 消費設備に特殊高圧ガスの充填容器等を接続した後及び当該充填容器等を取り外す前には、当該充填容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備(当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。以下本号において同じ。)の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空にすること。

間の配管について四・二キロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

二・三 (略)

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

十七 特殊高圧ガスの消費設備は、その内部のガスを不活性ガス

により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、一の種類の特殊高圧ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体(当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。)の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

一八 一三十 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 一三 (略)

四 消費設備に特殊高圧ガスの充てん容器等を接続した後及び当該充てん容器等を取り外す前には、当該充てん容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備(当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。以下本号において同じ。)の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空にすること。

五・六 (略)

(特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)

第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯蔵設備等(貯槽を除く。)の取替え(第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

- 二 消費設備(貯蔵設備等を除く。)の変更の工事

三・四 (略)

(その他消費に係る技術上の基準)

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

- 一 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた加熱器内の配管については、この限りでない。

イ (略)

ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼす

五・六 (略)

(特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)

第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯蔵設備等(貯槽及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の取替え(第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

- 二 消費設備(貯蔵設備等及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分を除く。)の変更の工事

三・四 (略)

(その他消費に係る技術上の基準)

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

- 一 充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた加熱器内の配管については、この限りでない。

イ (略)

ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及

おそれのあるものを除く。)を使用すること。

ハ (略)

四 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

五〇七 (略)

八 シアン化水素の消費は、容器に充填した後六十日を超えないものをする事。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

九〇十九 (略)

2 (略)

(廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定)

第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素とする。

(廃棄に係る技術上の基準)

第六十二条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所で少量ずつ放出すること。

三 (略)

四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講ずること。

五〇六 (略)

ほすおそれのあるものを除く。)を使用すること。

ハ (略)

四 充てん容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

五〇七 (略)

八 シアン化水素の消費は、容器に充てんした後六十日を超えないものをする事。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

九〇十九 (略)

2 (略)

(廃棄に係る技術上の基準に従うべき高压ガスの指定)

第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高压ガスは、可燃性ガス、毒性ガス及び酸素とする。

(廃棄に係る技術上の基準)

第六十二条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所で少量ずつすること。

三 (略)

四 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講ずること。

五〇六 (略)

- 七 充_レ填_ル容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 八 充_レ填_ル容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充_レ填_ル容器等、バルブ又は充_レ填_ル用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- ハ (略)

（保安技術管理者の選任等）

第六十五条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経_レ験_ヲを有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経 _レ 験 _ヲ
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガス（液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。）についてその種類ごとの製造に関する一年以上の経 _レ 験 _ヲ 又はアンモニア、メタノ

- 七 充_レて_ルん容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 八 充_レて_ルん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。
- イ (略)
- ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充_レて_ルん容器等、バルブ又は充_レて_ルん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
- ハ (略)

（保安技術管理者の選任等）

第六十五条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に関する経_レ験_ヲを有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に関する経 _レ 験 _ヲ
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガス（液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。）についてその種類ごとの製造に関する一年以上の経 _レ 験 _ヲ 又はアンモニア、メタノ

とする。以下この表において同じ。)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合に於ては、二百立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの

ール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する一年以上の経験

二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合に於ては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験

とする。以下この表において同じ。)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合に於ては、二百立方メートル。以下この表において同じ。)以上のもの

ール、尿素、オキシアルコール、酸化エチレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する一年以上の経験

二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合に於ては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験

<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験を</p>
--------------	------------	---

(保安係員の選任等)

第六十六条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 十一 (略)

十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）

十三・十四 (略)

十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）

十六 (略)

2 8 (略)

(保安主任者の選任等)

第六十九条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造する高圧ガ

<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三 高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲げる高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験を</p>
--------------	------------	---

(保安係員の選任等)

第六十六条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一 十一 (略)

十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充てんのみを行うものを除く。）

十三・十四 (略)

十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の製造施設（貯槽を設置して専ら充てんのみを行うものを除く。）

十六 (略)

2 8 (略)

(保安主任者の選任等)

第六十九条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造する高圧ガ

スの種類にかかわらず、百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル）とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三並びに保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 5 6 (略)

(販売主任者の選任等)

第七十二条 (略)

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者は、次の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げるガスの種類のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素	アンモニア、一酸化炭素、酸

スの種類にかかわらず、百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあつては、二百万立方メートル）とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三並びに保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 5 6 (略)

(販売主任者の選任等)

第七十二条 (略)

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者は、次の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げるガスの種類のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素	アンモニア、一酸化炭素、酸

<p>、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所</p>	<p>化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素</p>
<p>販売所 アセチレン、水素及びメタンの販売所 塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所</p>	<p>アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル 亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン</p>
<p>酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。）の販売所</p>	<p>酸素</p>

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一・二 (略)

三 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号

<p>、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所</p>	<p>化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素</p>
<p>販売所 アセチレン、水素及びメタンの販売所 塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所</p>	<p>アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル 亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン</p>
<p>酸素の販売所</p>	<p>酸素</p>

(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一・二 (略)

三 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第二十八号の二

第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号の二、第四十二号へ及び同号又に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第二十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

（危険時の措置）

第八十四条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充填容器等が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 (略)

四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを第六十二条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

に規定する措置に限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。）、圧縮水素スタンド、移動式製造設備（第八条第三項に規定するものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

（危険時の措置）

第八十四条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になつたときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 (略)

四 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを第六十二条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

(帳簿)

第九十五条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器に充填した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）に高圧ガスを充填した場合を除く。）	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量。以下この条において同じ。）並びに充填年月日
二 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日
2 (略)	(略)

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

(帳簿)

第九十五条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器に充てんした場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充てんするためのものに限る。）に高圧ガスを充てんした場合を除く。）	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量。以下この条において同じ。）並びに充てん年月日
二 高圧ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力、授受先並びに授受年月日
2 (略)	(略)

2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日
3 法第六十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	(略)
記載すべき場合 一 高圧ガスを容器により授受した場合	記載すべき事項 充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)

(燃焼性の基準)

第一百一条 令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
- イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
- ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの
- 二 ガスと着火源との接触を維持しない限り火炎が認められないこと。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日
3 法第六十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	(略)
記載すべき場合 一 高圧ガスを容器により授受した場合	記載すべき事項 充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量）、授受先並びに授受年月日
(略)	(略)

(新設)

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)

第百三条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

M 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの

(条例等に係る適用除外)

第百四条 (略)

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百一条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

(略)

この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メートル)

M 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積(単位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの

(条例等に係る適用除外)

第百三条 (略)

別表第一(第三十五条第一項関係)	
検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができる場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じて</p>

別表第一(第三十五条第一項関係)	
検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 可燃性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができる場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては</p>

四・五 (略)
六 第六条第一項 第六号の可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置
七・八 (略)
九 第六条第一項 第九号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造
十 二十三日 (略)
二十四 第六条第一項 第二十三号の特殊高压ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造

いるものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四・五 (略)
六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の周囲から、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。
七・八 (略)
九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十 二十三日 (略)
二十四 特殊高压ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目

四・五 (略)
六 第六条第一項 第六号の可燃性ガスの貯槽であることが識別できる措置
七・八 (略)
九 第六条第一項 第九号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造
十 二十三日 (略)
二十四 第六条第一項 第二十三号の特殊高压ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造

、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四・五 (略)
六 可燃性ガスの貯槽の周囲から、可燃性のガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視により検査する。
七・八 (略)
九 可燃性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十 二十三日 (略)
二十四 特殊高压ガス又は五フツ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガスにより置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

二十五～三十一 (略) 視及び図面により検査する。

(略)

三十二 第六条第一項第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

三十三～三十七 (略)

三十八 第六条第一項第三十八号の可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置

三十九 (略)

三十九の二 第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備

四十～四十五 (略)

二十五～三十一 (略)

三十二 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十三～三十七 (略)

三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

三十九 (略)

三十九の二 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

四十～四十五 (略)

二十五～三十一 (略)

(略)

三十二 第六条第一項第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

三十三～三十七 (略)

三十八 第六条第一項第三十八号の可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置

三十九 (略)
(新設)

四十～四十五 (略)

二十五～三十一 (略)

三十二 可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十三～三十七 (略)

三十八 可燃性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。

三十九 (略)

四十～四十五 (略)

の構造等	十一～二十九 (略)	4 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合 一・二 (略)	三 第七条の二第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	四～二十四 (略)	5 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一 第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査
えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、 <u>図面又は記録により検査する</u> 。	十一～二十九 (略)	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、 <u>図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査する</u></u> 。	四～二十四 (略)	一 第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げる完成検査	

の構造等	十一～二十九 (略)	4 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合 一・二 (略)	三 第七条の二第一項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	四～二十四 (略)	5 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一 第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査
滞留を防止するための措置の状況を目視によるほか、 <u>図面又は記録により検査する</u> 。	十一～二十九 (略)	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の当該室の上部構造を目視によるほか、 <u>図面又は記録により検査し、かつ、当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置の状況を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査する</u></u> 。	四～二十四 (略)	一 第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに	

項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの

一の二 第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高压ガス設備を設置した室の構造等

一の三 第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置
一の四 第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の

査の方法により検査を行う。

一の二 地盤面下に高压ガス設備を設置した場合の地盤面下に高压ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

一の三 液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。

一の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当

項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの

(新設)

(新設)

(新設)

掲げる完成検査の方法により検査を行う。

液化水素の温度
上昇防止の措置
二〇十六の三（
略）
十六の四 第七条
の三第一項第十
六号の圧縮機と
圧縮ガスを容器
に充填する場所
等との間の障壁
十六の五 第七条
の三第一項第十
七号の水電解水
素発生昇圧装置
に講じた爆発、
漏えい、損傷等
を防止するため
の措置
十七（略）
十七の二 第七条
の三第二項第一
号で準用する同
条第一項各号の
検査項目のうち
、第一号の二か
ら第一号の四ま
で及び第十六号
の五に掲げるも

該措置の機能を作動試験又はその記録
により検査する。
二〇十六の三（略）
十六の四 圧縮機と十メガパスカル以上
の圧力を有する圧縮ガスを充填する場
所又は当該ガスの充填容器の容器置場
との間に設置された障壁の設置状況を
目視及び図面により検査する。
十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講
じた爆発、漏えい、損傷等を防止する
ための措置の状況を目視によるほか、
図面又は記録により検査し、当該措置
の機能を作動試験又はその記録により
検査する。
十七（略）
十七の二 第一号の二から第一号の四ま
で及び第十六号の五に掲げる完成検査
の方法により検査を行う。

二〇十六の三（
略）
（新設）
十七（略）
十七（略）
十七（略）
十七（略）
十七（略）
十七（略）

の	十七の三・十七の	四	十八〜四十七の二	(略)	四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁等
	十七の三・十七の四		十八〜四十七の二	(略)	四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。
	六十三 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス	設備の基礎	6 製造設備が移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合	(略)	一〜三 第八条第一項
	六十三 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。		一〜三	(略)	四 可燃性ガス、特定不活性ガス及び酸

	十七の二・十七の三	三	十八〜四十七の二	(略)	四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁
	十七の二・十七の三		十八〜四十七の二	(略)	四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。
	六十三 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス	設備の基礎	6 製造設備が移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合	(略)	一〜三 第八条第一項
	六十三 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。		一〜三	(略)	四 可燃性ガス及び酸素の製造施設の消

<p>第四号の可燃性ガス、特定不活性ガス及び酸素の製造施設の消火設備</p> <p>五 (略)</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>素の製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>五 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>別表第三(第八十二条第二項第三号関係)</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合</p> <p>一 第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 特定不活性ガスの製造設備の外周から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り</p>
--	---	---------------	--	--

<p>第四号の可燃性ガス及び酸素の製造施設の消火設備</p> <p>五 (略)</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p> <p>五 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>	<p>別表第三(第八十二条第二項第三号関係)</p> <p>1 製造設備が定置式製造設備(コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)である製造施設の場合(新設)</p>	<p>保安検査の方法</p>
--	---	---------------	---	----------------

<p>四 第六条第一項 第二十三号の特 殊高压ガス又は 五フツ化ヒ素等 の製造設備の不 活性ガス置換等</p>	<p>三 第六条第一項 第九号の製造設 備を設置した室 のガスが滞留し ない構造</p>	<p>二 第六条第一項 第六号の特定不 活性ガスの貯槽 であることが識 別できる措置</p>	
<p>四 特殊高压ガス又は五フツ化ヒ素等の 製造設備に係る設備内部を不活性ガス (特定不活性ガスを除く。以下この号 において同じ。)により置換する構造 又は内部を真空にする構造を目視及び 図面により検査し、当該不活性ガスを</p>	<p>三 特定不活性ガスの製造設備を設置し た室のガスが漏えいしたとき滞留しな い構造等を目視により検査し、必要に 応じ図面又は記録により検査する。</p>	<p>二 特定不活性ガスの貯槽の周囲から、 特定不活性ガスの貯槽であることが容 易に識別することができるとような措置 の状況を目視により検査する。</p>	<p>り、目視による検査に代えることができ る。なお、規定の距離を確保するこ とができない場合であつて、当該製造 設備と火気を取り扱う施設との間に漏 えいしたガスの流動防止措置を講じて いるものについては当該措置の状況を 目視又は図面により検査し、連動装置 により直ちに使用中の火気を消すこと ができる措置を講じているものについ ては、当該措置の状況を目視、図面等 により検査し、当該措置の機能を作動 試験又はその記録により検査する。</p>

(新設)

(新設)

(新設)

ができる構造

五| 第六条第一項

第二十八号の二の三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填した容器等に講じた容器の破裂防止のための措置

六| 第六条第一項

第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するため

七| 第六条第一項

第三十八号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置

八| 第六条第一項

第三十九号の二の特定不活性ガ

供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

五| 三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填

容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器等が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

六| 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するため

の設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

七| 特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視

によるほか、記録等により検査する。

八| 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録

等により検査し、当該消火設備の性能

一| 第六条第一項

第二十八号の二の三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填した容器等に講じた容器の破裂防止のための措置

(新設)

一| 三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填

容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

(新設)

(新設)

<p>二十六～三十七 (略)</p>	<p>三 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一～二十四 (略)</p>	<p>九 第六条第一項 第四十二号への 特定不活性ガス の容器置場のガ スが滞留しない 構造</p>	<p>十 第六条第一項 第四十二号又の 特定不活性ガス の容器置場の消 火設備</p>
<p>二十六～三十七 (略)</p>	<p>二十五 削除</p>	<p>九 特定不活性ガスの容器置場のガスが 漏れいしたとき滞留しない構造を目視 によるほか、必要に応じ図面又は記録 により検査する。</p>	<p>十 特定不活性ガスの容器置場の消火設 備の設置状況を目視及び記録により検 査する。</p>
<p>二十六～三十七 (略)</p>	<p>二十五 第七条の 三第一項第一号 で準用する第六 条第一項第二十 号の圧縮機と圧 縮ガスを容器に 充填する場所等 との間の障壁</p>	<p>三 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一～二十四 (略)</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十六～三十七 (略)</p>	<p>二十五 圧縮機と十メガパスカル以上の 圧力を有する圧縮ガスを充填する場所 又は当該ガスの充填容器の容器置場と の間に設置された障壁の設置状況及び 維持管理状況を目視及び図面により検 査する。</p>	<p>一～二十四 (略)</p>	<p>(新設)</p>

三十七の二 第七
条の三第一項第
一号の二の地盤
面下に高压ガス
設備を設置した
室の構造等

三十七の三 第七
条の三第一項第
一号の三の液化
水素の貯槽を設
置した室の防水
措置

三十七の四 第七
条の三第一項第
一号の四の貯槽
内の液化水素の
温度上昇防止の
措置
三十八～五十二の
三 (略)
五十二の四 第七
条の三第一項第
十六号の圧縮機
と圧縮ガスを容
器に充填する場
所等との間の障

三十七の二 地盤面下に高压ガス設備を
設置した場合の地盤面下に高压ガス設
備を設置した室の上部構造を目視によ
るほか、図面又は記録により検査し、
かつ、漏えいしたガスの滞留を防止す
るための当該室に講じた措置の状況を
目視によるほか、図面又は記録により
検査する。

三十七の三 液化水素の貯槽を設置した
室の防水措置の状況を目視によるほか
、図面又は記録により検査する。

三十七の四 貯槽内の液化水素の温度が
上昇しないような措置の状況を目視に
よるほか、図面又は記録により検査し
、当該措置の機能を作動試験又はその
記録により検査する。

三十八～五十二の三 (略)
五十二の四 圧縮機と十メガパスカル以
上の圧力を有する圧縮ガスを充填する
場所又は当該ガスの充填容器の容器置
場との間に設置された障壁の設置状況
を目視及び図面により検査する。

(新設)

(新設)

(新設)

三十八～五十二の
三 (略)
(新設)

三十八～五十二の三 (略)

壁

五十二の五 第七
条の三第一項第
十七号の水電解
水素発生昇圧装
置に講じた爆発
、漏えい、損傷
等を防止するた
めの措置

五十三 (略)
五十三の二 第七
条の三第二項第
一号で準用する
同条第一項各号
の検査項目のう
ち第三十七号の
二から第三十七
号の四まで及び
第五十二号の五
に掲げるもの
五十三の三・五十
三の四 (略)
五十四〜八十三の
二 (略)
八十四 第七条の
三第二項第三十
号の圧縮機、蓄
圧器、液化水素

五十二の五 水電解水素発生昇圧装置に
講じた爆発、漏えい、損傷等を防止す
るための措置の状況を目視によるほか
、図面又は記録により検査し、当該措
置の機能を作動試験又はその記録によ
り検査する。

五十三 (略)
五十三の二 第三十七号の二から第三十
七号の四まで及び第五十二号の五に掲
げる保安検査の方法により検査を行う
。

五十三の三・五十三の四 (略)
五十四〜八十三の二 (略)
八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯
槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサー
との間に設置された障壁の設置状況を
目視及び図面により検査する。なお、

(新設)

五十三 (略)
(新設)

五十三の二・五十
三の三 (略)
五十四〜八十三の
二 (略)
八十四 第七条の
三第二項第三十
号の圧縮機、蓄
圧器、液化水素

五十三 (略)

五十三の二・五十三の三 (略)
五十四〜八十三の二 (略)
八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯
槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサー
との間に設置された障壁の設置状況を
目視及び図面により検査する。

4・5 (略)	<p>3の2 製造設備が移動式製造設備である製造施設</p> <p>一 第八条第一項第四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備</p>	<p>の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁等</p> <p>八十五〜九十八 (略)</p> <p>九十九 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎</p>	
	<p>一 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視及び記録により検査する。</p>	<p>八十五〜九十八 (略)</p> <p>九十九 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>	
4・5 (略)		<p>の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁</p> <p>八十五〜九十八 (略)</p> <p>九十九 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎 (新設)</p>	<p>八十五〜九十八 (略)</p> <p>九十九 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>

改正案	現行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四 y f 及びフルオロオレフィン千二百三十四 z e を除く。）</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの</p> <p>二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの</p> <p>ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの</p> <p>二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二</p>

硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物

三 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

イ フルオロオレフィン千二百三十四 y f

ロ フルオロオレフィン千二百三十四 z e

ハ フルオロカーボン三十二

四〇九の二（略）

十 貯蔵能力 貯蔵設備に貯蔵することができる高压ガスの数量であつて、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては次のイの算式により、液化ガスの貯蔵設備にあつては次のロの算式（貯蔵設備が容器である場合には次のハの算式）により得られたものイ〜ハ（略）
これらの式において、Q、P、 V_1 、W、 C_1 、w、 V_2 及び C_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q（略）

P 貯蔵設備の温度三十五度（アセチレンガスにあつては、温度十五度）における最高充填圧力（単位 メガパスカル）の数値

V_1 、 C_2 （略）

十一 充填容器 現に高压ガス（高压ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器

十二 残ガス容器 現に高压ガスを充填してある容器であつて

硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつてじよ限量が百万分の二百以下のもの

三 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性のものを除く。）（新設）

四〇九の二（略）

十 貯蔵能力 貯蔵設備に貯蔵することができる高压ガスの数量であつて、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては次のイの算式により、液化ガスの貯蔵設備にあつては次のロの算式（貯蔵設備が容器である場合には次のハの算式）により得られたものイ〜ハ（略）
これらの式において、Q、P、 V_1 、W、 C_1 、w、 V_2 及び C_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q（略）

P 貯蔵設備の温度三十五度（アセチレンガスにあつては、温度十五度）における最高充てん圧力（単位 メガパスカル）の数値

V_1 、 C_2 （略）

十一 充てん容器 現に高压ガス（高压ガスが充てんされた後に当該ガスの質量が充てん時における質量の二分の一以上減少してないものに限る。）を充てんしてある容器

十二 残ガス容器 現に高压ガスを充てんしてある容器であつて

、充_レ填_ル容器以外のもの

十三 (略)

十四 特定液化石油ガススタンド 特定液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該特定液化石油ガスを直接充_レ填_ルするための処理設備を有する製造設備

十五 圧縮天然ガススタンド 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮天然ガスを充_レ填_ルするための処理設備を有する製造設備

十五の二 液化天然ガススタンド 液化天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該液化天然ガスを充_レ填_ルするための処理設備を有する製造設備

十五の三、十八 (略)

十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからチまでに掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれ当該イからチまでに掲げるところにより得られたもの

イ ト (略)

チ 水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。）

$$Q_{15} = W_{15} \times 24$$

備考 これらの式において、 $Q_1, W_1, \rho, M, Q_2, W_2, Q_3, W_3, Q_4, W_4, Q_5, q_5, Q_6, q_6, Q_7, q_7, Q_8, q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, W_{10}, V_{10}, q_{10}, Q_{11}, q_{11}, P_{11}, V_{11}, Q_{12}, V_{12}, P_{12}, Q_{13}, W_{13}, P_{13}, q_{13}, Q_{14}, n, W_{14}, P_{14}, q_{14}, Q_{15}$ 及び W_{15} は、それぞれ次の数値を表すものとする

Q_1
 P_{13} (略)

て、充_レてん_ル容器以外のもの

十三 (略)

十四 特定液化石油ガススタンド 特定液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器に当該特定液化石油ガスを直接充_レてん_ルするための処理設備を有する製造設備

十五 圧縮天然ガススタンド 圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮天然ガスを充_レてん_ルするための処理設備を有する製造設備

十五の二 液化天然ガススタンド 液化天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該液化天然ガスを充_レてん_ルするための処理設備を有する製造設備

十五の三、十八 (略)

十九 処理能力 処理設備の処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、次のイからトまでに掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれ当該イからトまでに掲げるところにより得られたもの

イ ト (略)

(新設)

備考 これらの式において、 $Q_1, W_1, \rho, M, Q_2, W_2, Q_3, W_3, Q_4, W_4, Q_5, q_5, Q_6, q_6, Q_7, q_7, Q_8, q_8, Q_9, V_9, P_9, Q_{10}, W_{10}, V_{10}, q_{10}, Q_{11}, q_{11}, P_{11}, V_{11}, Q_{12}, V_{12}, P_{12}, Q_{13}, W_{13}, P_{13}, q_{13}, Q_{14}, n, W_{14}, P_{14}, q_{14}, Q_{15}$ 及び W_{15} は、それぞれ次の数値を表すものとする

Q_1
 P_{13} (略)

q¹³ 高圧ガスの最大充填量の数値（単位 立方メートル毎時）

Q¹⁴ (略)

Q¹⁵ 水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値（単位 立方メートル毎日）

W¹⁵ 水電解水素発生昇圧装置の能力の数値（水電解水素発生昇圧装置の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場合の水素製造量の値とする。）（単位 立方メートル毎時）

二十・二十一 (略)

二十二 特定製造事業所 次のイからハまでに掲げる製造事業

所

イ コンビナート地域内にある製造事業所（専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスの製造をし、又は専ら高圧ガスを容器に充填するものであつて貯蔵能力が二千立方メートル又は二十トン以上の可燃性ガスの貯槽を設置していないもの及び専ら不活性ガス及び空気の製造をするものを除く。）

ロ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この号において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあっては、二百万立方メートル）以上の製造事業所

ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域（工業専用地域及び工業地域を除く。）内にある保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が五十万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあっては、百万立方メートル）

q¹³ 高圧ガスの最大充てん量の数値（単位 立方メートル毎時）

Q¹⁴ (略)

(新設)

(新設)

二十・二十一 (略)

二十二 特定製造事業所 次のイからハまでに掲げる製造事業

所

イ コンビナート地域内にある製造事業所（専ら燃料の用に供する目的で高圧ガスの製造をし、又は専ら高圧ガスを容器に充てんするものであつて貯蔵能力が二千立方メートル又は二十トン以上の可燃性ガスの貯槽を設置していないもの及び専ら不活性ガス及び空気の製造をするものを除く。）

ロ 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この号において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては、二百万立方メートル）以上の製造事業所

ハ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域（工業専用地域及び工業地域を除く。）内にある保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が五十万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては、百万立方メートル）

以上の製造事業所
二十三～二十六 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることのできる。

一～三 (略)

四 毒性ガスの製造施設は、次に掲げる距離以上の距離を有すること。

イ (略)

ロ ガス設備（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外表面から保安物件まで 当該ガス設備に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離であつて、次に掲げる算式により得られたもの

$$\text{イ} \quad 0 \leq X < 1,000 \text{ の場合} \quad L = 70 + 4\sqrt{10}$$

$$\text{ロ} \quad 1,000 \leq X < 10,000 \text{ の場合} \quad L = 70 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$$

以上の製造事業所
二十三～二十六 (略)

2 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

第五条 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることのできる。

一～三 (略)

四 毒性ガスの製造施設は、次に掲げる距離以上の距離を有すること。

イ (略)

ロ ガス設備（経済産業大臣が定めるものを除く。）の外表面から保安物件まで 次の図における当該ガス設備に係る貯蔵設備又は処理設備の貯蔵能力又は処理能力に対応する距離であつて、じよ限量が百万分の一以下の毒性ガスにあつては L_1 、百万分の一を超え百万分の五十以下の毒性ガスにあつては L_2 、百万分の五十を超え百万分の二百以下の毒性ガスにあつては L_3 によつて表される距離（単位 メートル）

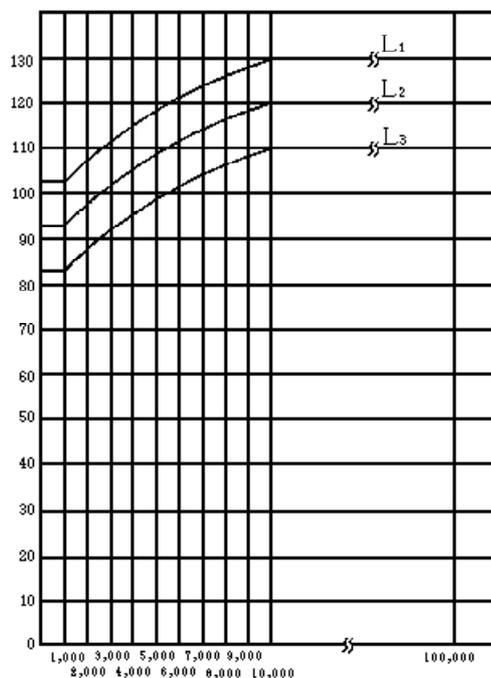
(イ) $10,000 \leq X$ の場合 $L = 110$

図 (削除)

備考 これらの式において、 L 及び X は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L | ガス設備の外周から保安物件までの距離 (単位 メートル)
 X | 貯蔵能力 (単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム) 又は処理能力 (単位 立方メートル)

十 (略)



貯蔵能力 X (単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム)
 処理能力 X (単位 立方メートル)

備考 L_1 、 L_2 及び L_3 と X との関係は、それぞれ次の式の表のとおりとする

L	X	$0 \leq X < 1,000$	$1,000 \leq X < 10,000$	$10,000 \leq X$
L_1		$90 + 4\sqrt{10}$	$90 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$	130
L_2		$80 + 4\sqrt{10}$	$80 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$	120
L_3		$70 + 4\sqrt{10}$	$70 + \frac{2}{5}\sqrt{X}$	110

十 (略)

十一 可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。）の製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面）から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第九条又は第十条に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

十二・十三 （略）

十四 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面）から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第七条第一項第六号、同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十九号、第七条の三第一項第十号及び同条第二項第二十七号において「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

十五（二十一）（略）

十一 可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く。）の製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面）から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第九条又は第十条に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

十二・十三 （略）

十四 可燃性ガスの製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面（液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面）から火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下第七条第一項第六号、同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十九号、第七条の三第一項第十号及び同条第二項第二十七号において「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十五（二十一）（略）

二十二 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十三～二十八（略）

二十九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができような措置を講ずること。

三十～三十二（略）

三十三 液化ガスの貯槽には、液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。

三十四～三十九（略）

四十 アルシン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン又はモノシラン（以下「アルシン等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができような構造とすること。この場合にお

二十二 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十三～二十八（略）

二十九 可燃性ガスの貯槽には、可燃性ガスの貯槽であることが容易に識別することができような措置を講ずること。

三十～三十二（略）

三十三 液化ガスの貯槽には、液面計（酸素又は不活性ガスの超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス及び毒性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。

三十四～三十九（略）

四十 アルシン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン又はモノシラン（以下「アルシン等」という。）の製造設備（当該ガスの通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガスにより置換することができる構造又はその内部を真空にすることができような構造とすること。この場合において、アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不

いて、アルシン等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

四十一～四十六（略）

四十七 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

四十八～五十（略）

五十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

五十二（略）

五十三 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

五十四（略）

五十四の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五十五～六十四の二（略）

六十五 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次の基準に適合すること。

イ・ロ（略）

ハ 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は、その外面から保安物件に対し次に掲げる算式により得られた値以上の距離を有すること。

活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

四十一～四十六（略）

四十七 可燃性ガスの製造設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

四十八～五十（略）

五十一 可燃性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

五十二（略）

五十三 可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

五十四（略）

（新設）

五十五～六十四の二（略）

六十五 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次の基準に適合すること。

イ・ロ（略）

ハ 毒性ガスの容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）は、その外面から保安物件に対し次の図における容器置場の面積（単位 平方メートル）に対応する距離であつて、じ

- (イ) $0 \leq X < 9$ の場合 $m = 54$
- (ロ) $9 \leq X < 25$ の場合 $m = 18\sqrt{X}$
- (ハ) $25 \leq X$ の場合 $m = 90$

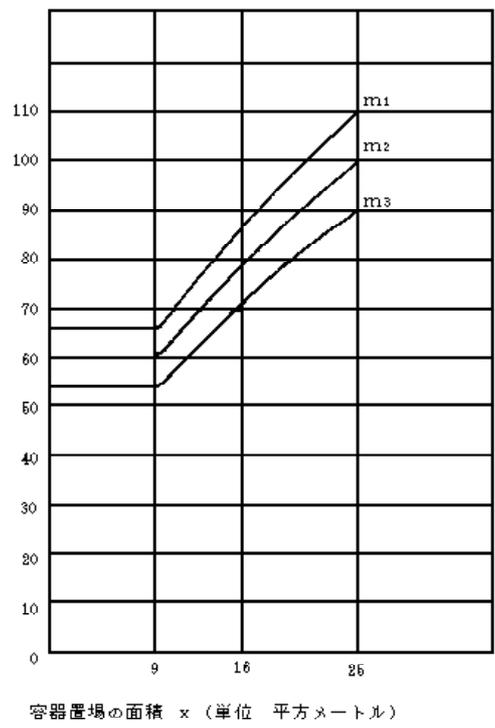
図 (削除)

備考 これらの式において、 m 及び X は、それぞれ次の数値を表すものとする。

m 容器置場の外面から保安物件までの距離 (単位 メートル)

X 容器置場の面積 (単位 平方メートル)

よ限量が百万分の一以下の毒性ガスにあつては m_1 、百万分の一を超え百万分の五十以下の毒性ガスにあつては m_2 、百万分の五十を超え百万分の二百以下の毒性ガスにあつては m_3 によつて表される距離 (単位 メートル) 以上の距離を有すること。



備考 m_1 、 m_2 及び m_3 と X との関係は、それぞれ次の表のとおりとする。

X	m_1	m_2	m_3
$0 \leq X < 9$	54	54	54
$9 \leq X < 25$	66	$22\sqrt{X}$	54
$25 \leq X$	90	90	$20\sqrt{X}$

m_2	60		100
m_3	54	$18\sqrt{X}$	90

ニ〜ヘ (略)

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

チ〜ヌ (略)

ル 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

2

製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ヌ (略)

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平

ニ〜ヘ (略)

ト 可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

チ〜ヌ (略)

ル 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

2

製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 (略)

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ〜ヌ (略)

ル 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則（平

成二十八年經濟産業省令第八十二号) 第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、同令第十二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。

ヲ (略)

三〇五 (略)

六 ガス設備の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ〇ホ (略)

七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合するこ

成二十八年經濟産業省令第八十二号) 第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの)には、高压ガスを充填しないこと。

ヲ (略)

三〇五 (略)

六 ガス設備の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)及びその後の製造は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素のガス設備の修理等を行うときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ〇ホ (略)

七 (略)

八 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合するこ

と。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ (略)

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ 〰チ (略)

（特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準）

第六条 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一・二 (略)

三 充^レ填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外表面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。

ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 (略)

二 特定液化石油ガスの充^レ填は、次に掲げる基準によること

と。

イ (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ (略)

ニ 容器置場（不活性ガス及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ 〰チ (略)

（特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準）

第六条 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一・二 (略)

三 充^テてんを受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外表面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

2 製造設備が特定液化石油ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第十一条に定めるところによる。

一 (略)

二 特定液化石油ガスの充^テてんは、次に掲げる基準によること

より充填した後に当該特定液化石油ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じて行うこと。

イ (略)

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充填すること。

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〜五 (略)

六 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスが通る部分に限る。

)は、その外面から火気(製造設備内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガススタンド(処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。))、液化天然ガススタンド(処理設備(当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。))を除く。第七条の三第一項第十二号及び

により充てんした後に当該特定液化石油ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じて行うこと。

イ (略)

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充てんすること。

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一〜五 (略)

六 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスの通る部分に限る。

)は、その外面から火気(製造設備内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガススタンド(処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。))、液化天然ガススタンド(処理設備(当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。))を除く。第七条の三第一項第十二号及び

同条第二項第二十九号において同じ。)及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 (略)

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

四〜十七 (略)

十八 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部

同条第二項第二十九号において同じ。)及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 (略)

2 製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。

四〜十七 (略)

十八 圧縮天然ガススタンド(圧縮天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十九 (略)

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備(特定液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。)の高圧ガス設備(高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備(酸素が通る部

分に限る。) に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十一 (略)

3 (略)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 三 (略)

四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

ハ 貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) 貯槽室には、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

二 (略)

五 十八 (略)

十九 液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは

分に限る。) に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十一 (略)

3 (略)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 三 (略)

四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 貯槽は、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあること。

ハ 貯槽を室(以下この号において「貯槽室」という。)に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) (略)

(ロ) 貯槽室は、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室は、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

二 (略)

五 十八 (略)

十九 液化天然ガススタンド(液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該液化天然ガススタンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは

液化天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。））、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び特定液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることことができる。

一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第

液化天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。））、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）及び特定液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

2 (略)

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のもの限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることことができる。

一 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十二号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第

二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号、第六十一号から第六十四号まで及び第六十五号の基準に適合すること。

一の二 地盤面下に高压ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

二〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一 (略)

十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高压ガス設備（高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス

二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号から第五十一号まで、第五十四号、第六十号から第六十四号まで及び第六十五号の基準に適合すること。

(新設)

(新設)

(新設)

二〇九 (略)

十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一 (略)

十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高压ガス設備（高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス

設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

十三（略）

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号において同じ。）が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五（略）

十六 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第五条第一項第六十五号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

2

製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第五条第一項第一号、第十五号から第二十一号まで、第二

設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

十三（略）

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

十五（略）

（新設）

（新設）

2

製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第五条第一項第一号、第十五号から第二十一号まで、第二

十四号、第二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号及び第六十四号並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び十七号の基準に適合すること。

一の二・一の三 (略)

二 高压ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二～二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八 (略)

二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高压ガス設備（高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の

十四号、第二十九号、第三十一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十八号、第五十号、第五十一号及び第六十四号の基準に適合すること。

一の二・一の三 (略)

二 高压ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスの通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二～二十六 (略)

二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）の通る部分にあつては六メートル、液化水素の通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十八 (略)

二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高压ガス設備（高压ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスの通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高压ガス設備（酸素の通る部分に限る。）に対し十メートル以上の

距離を有すること。

二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

三十一～三十六 (略)

三十七 高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置すること。

3 (略)

(コンビナート製造事業所間の導管)

第十条 コンビナート製造事業所間の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十八 (略)

二十九 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に応じ、必要な箇所、ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口を設けること。

三十～三十九 (略)

(連絡方法の通知等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 コンビナート製造者は、隣接するコンビナート製造事業所の境界線から百メートル以内において次の各号に掲げる設備又は

距離を有すること。

二十九の二 (略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。

三十一～三十六 (略)

三十七 高圧ガス設備のうち、液化水素の通る部分は、同一の基礎上に設置すること。

3 (略)

(コンビナート製造事業所間の導管)

第十条 コンビナート製造事業所間の導管に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十八 (略)

二十九 可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並びに導管の周囲の状況に
応じ、必要な箇所に、ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口を設けること。

三十～三十九 (略)

(連絡方法の通知等)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 コンビナート製造者は、隣接するコンビナート製造事業所の境界線から百メートル以内において次の各号に掲げる設備又は

施設を設置し、又は撤去したとき（第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を著しく変更したときを含む。）は、遅滞なく、当該設備又は施設の種類及び位置（第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を含む。）を記載した書面を作成し、これを隣接するコンビナート製造事業所に送付しなければならない。ただし、次項の規定により連絡をした設備については、この限りでない。

一〇三（略）

四 ベントスタック、充^レ填設備その他の可燃性ガス又は毒性ガスを放出し、又は放出するおそれのある設備

五〇七（略）

5〇7（略）

（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第五条第一項第十九号の規定により製造を行うことが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事

三〇五（略）

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の

施設を設置し、又は撤去したとき（第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を著しく変更したときを含む。）は、遅滞なく、当該設備又は施設の種類及び位置（第四号に掲げるベントスタックにあつては、当該ベントスタックからガスを放出する方向を含む。）を記載した書面を作成し、これを隣接するコンビナート製造事業所に送付しなければならない。ただし、次項の規定により連絡をした設備については、この限りでない。

一〇三（略）

四 ベントスタック、充^レてん設備その他の可燃性ガス又は毒性ガスを放出し、又は放出するおそれのある設備

五〇七（略）

5〇7（略）

（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十四条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 高圧ガス設備（特定設備及びじよ^レ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）の取替え（第五条第一項第十九号の規定により製造を行うことが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

二 ガス設備（高圧ガス設備及びじよ^レ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）の変更の工事

三〇五（略）

六 認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の

各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

2
ロ（略）

（保安統括者の選任等）

第二十三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二（略）

三 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

四 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、

各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事

イ 特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていらないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）

2
ロ（略）

（保安統括者の選任等）

第二十三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二（略）

三 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に当該ガスを充てんする者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

四 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、

専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充_レ填する者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に關し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

五 (略)

(保安技術管理者の選任等)

第二十四条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、特定製造者は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に應じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に關する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に關する経験
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に關する一年以上の経験、アンモニア、メタン、アルコール、酸素、オキソレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若し

専ら液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に液化石油ガスを充_レてんする者であつて、法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、液化石油ガスの製造に關し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させる者

五 (略)

(保安技術管理者の選任等)

第二十四条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、特定製造者は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に應じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に關する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分	製造保安責任者免状の交付を受けている者	高圧ガスの製造に關する経験
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力(不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガスについてその種類ごとの製造に關する一年以上の経験、アンモニア、メタン、アルコール、酸素、オキソレン(直接酸化法によるものに限る。)の合成若し

とする。次項において同じ。
○)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル以下この表において同じ。
○)以上のもの

くは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る一年以上の経験

二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用して行う高压ガスの製造に関する一年以上の経験

三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲

とする。次項において同じ。
○)が百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充てんを行う場合にあつては、二百立方メートル以下この表において同じ。
○)以上のもの

くは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る一年以上の経験

二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル(液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。)を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用して行う高压ガスの製造に関する一年以上の経験

三 高压ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、第一号又は第二号に掲

		げる高压ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上である 経験
2 (略) 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管 理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場 合とする。 一 (略) 二 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、 専ら気化器若しくは減圧弁による可燃性ガス（特定液化石油 ガスを除く。）若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費（燃焼 以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で可燃 性ガスを製造し、専ら特定液化石油ガスを容器若しくは貯槽 に充填し、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固 定された容器に当該ガスを充填し、又は専ら可燃性ガス及び 毒性ガス以外の高压ガスを製造する場合	(略)	(略)

(保安係員の選任等)

第二十五条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製
 造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、
 次の各号に掲げるものによるものとする。

- 一 一十一 (略)
- 十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行
 うものを除く。）
- 十三・十四 (略)
- 十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の
 製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）

		げる高压ガスの製造に関 する一年以上の経験を有 する者と同等以上である 経験
2 (略) 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管 理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場 合とする。 一 (略) 二 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、 専ら気化器若しくは減圧弁による可燃性ガス（特定液化石油 ガスを除く。）若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費（燃焼 以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で可燃 性ガスを製造し、専ら特定液化石油ガスを容器若しくは貯槽 に充てんし、専ら圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に 固定された容器に当該ガスを充てんし、又は専ら可燃性ガス 及び毒性ガス以外の高压ガスを製造する場合	(略)	(略)

(保安係員の選任等)

第二十五条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製
 造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、
 次の各号に掲げるものによるものとする。

- 一 一十一 (略)
- 十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充てんのみを
 行うものを除く。）
- 十三・十四 (略)
- 十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の
 製造施設（貯槽を設置して専ら充てんのみを行うものを除く。）

十六・十七 (略)

2 (略)

(保安主任者の選任等)

第二十八条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造をする高压ガスの種類にかかわらず、百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充塡を行う場合にあつては、二百万立方メートル)とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三及び保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 5 6 (略)

(保安検査の方法)

第三十七条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二 (略)

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備(第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト及び同号ルに掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))並びに同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。)、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るもの

十六・十七 (略)

2 (略)

(保安主任者の選任等)

第二十八条 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造をする高压ガスの種類にかかわらず、百万立方メートル(貯槽を設置して専ら高压ガスの充てんを行う場合にあつては、二百万立方メートル)とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三及び保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 5 6 (略)

(保安検査の方法)

第三十七条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二 (略)

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド以外の製造設備(第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。))、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に規定する措置に限る。))、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に規定する措置に限る。))並びに圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第四に定める方法を用いる場合。

に限る。)、液化天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。)、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管(第十条第二十九号に掲げる基準(特定不活性ガスに係るものに限る。))に係るものに限る。において、別表第四に定める方法を用いる場合。

(危険時の措置)

第三十九条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生を防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- 三 (略)
- 四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを次に掲げる方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。
- イ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの放出は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出するときは、通風の良好な場所で少量ずつ放出すること。
- ロ (略)
- ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して放出するときは、当該放出するガスの滞留を検知するための措置を講じて行うこと

(危険時の措置)

第三十九条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生を防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充てん容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。
- 三 (略)
- 四 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを次に掲げる方法により放出し、又はその充てん容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。
- イ 可燃性ガスの放出は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出するときは、通風の良好な場所で少量ずつ行うこと。
- ロ (略)
- ハ 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して放出するときは、当該放出するガスの滞留を検知するための措置を講じて行うこと

ニホ (略)

へ 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(イ) (略)

(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

(ハ) (略)

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十一条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。第四十三条第一項において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合にあつては、二百万立方メートル。第四十三条第一項において同じ。）以上の製造事業所については別表第五、それ以外の製造事業所については別表第六に定めるところによるものとする。

2・3 (略)

(帳簿)

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければな

ニホ (略)

へ 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(イ) (略)

(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

(ハ) (略)

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十一条 法第三十九条の三第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。第四十三条第一項において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高压ガスの充てんを行う場合にあつては、二百万立方メートル。第四十三条第一項において同じ。）以上の製造事業所については別表第五、それ以外の製造事業所については別表第六に定めるところによるものとする。

2・3 (略)

(帳簿)

第五十条 法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければな

記載すべき場合	記載すべき事項
<p>一 高圧ガスを容器に充填した場合（特定液化石油ガス又は天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する特定液化石油ガス又は天然ガスを充填するためのものに限る。）に特定液化石油ガス又は天然ガスを充填した場合を除く。）</p> <p>二 高圧ガスを容器により授受した場合</p>	<p>充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量並びに充填年月日）</p>
(略)	(略)

（経済産業省令で定める施設）
 第五十五条 令第十七条の表の経済産業省令で定める施設は、液化石油ガスの分離又は精製のための設備、液化石油ガス以外の高圧ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備及び液化石油ガス（容器に充填されたものを除く。）の輸入のための設備を設置する製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。）のための施設とする。

記載すべき場合	記載すべき事項
<p>一 高圧ガスを容器に充てんした場合（特定液化石油ガス又は天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する特定液化石油ガス又は天然ガスを充てんするためのものに限る。）に特定液化石油ガス又は天然ガスを充てんした場合を除く。）</p> <p>二 高圧ガスを容器により授受した場合</p>	<p>充てん容器の記号及び番号、充てん容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力（液化ガスについては、充てん質量）並びに充てん年月日</p>
(略)	(略)

（経済産業省令で定める施設）
 第五十五条 令第十七条の表の経済産業省令で定める施設は、液化石油ガスの分離又は精製のための設備、液化石油ガス以外の高圧ガスの原料に係る液化石油ガスの貯蔵設備及び液化石油ガス（容器に充てんされたものを除く。）の輸入のための設備を設置する製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。）のための施設とする。

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備の外面(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管壜坑の内面とする。) から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の</p>

別表第三(第十九条関係)

検査項目	完成検査の方法
<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>一〇十四 (略)</p> <p>十五 可燃性ガスの製造設備の外面(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管壜坑の内面とする。) から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視又は図面</p>

十六〜三十 (略)

三十一 第五条第一項第二十九号の可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置

三十二〜四十一

(略)

四十二 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造

十六〜三十 (略)

状況を目視又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるとような措置の状況を目視により検査する。

三十二〜四十一 (略)

四十二 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。)により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

十六〜三十 (略)

三十一 第五条第一項第二十九号の可燃性ガスの貯槽であることが識別できる措置

三十二〜四十一

(略)

四十二 第五条第一項第四十号のアルシン等の製造設備の不活性ガス置換ができる構造

十六〜三十 (略)

により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十一 可燃性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるとような措置の状況を目視により検査する。

三十二〜四十一 (略)

四十二 アルシン等の製造設備に係る設備内部を不活性ガスにより置換する構造又は内部を真空にする構造を目視及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視及び図面により検査する。

四十三～四十八 (略)	四十九 第五条第一項第四十七号の可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置	四十三～四十八 (略)	四十九 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。	四十三～四十八 (略)	四十九 第五条第一項第四十七号の可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置	四十三～四十八 (略)	四十九 可燃性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。
五十三 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造	五十三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。	五十三 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造	五十三 可燃性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。				
五十四 (略)	五十四 (略)	五十四 (略)	五十四 (略)				
五十五 第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	五十五 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。	五十五 第五条第一項第五十三号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	五十五 可燃性ガス又は経済産業大臣が定める毒性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。				
五十六 (略)	五十六 (略)	五十六 (略)	五十六 (略)				
五十六の二 第五	五十六の二 特定不活性ガスの製造施設	五十六 (新設)	五十六 (略)				

<p>条第一項第五十 四号の二の特定 不活性ガスの製 造施設の消火設 備</p>	<p>の消火設備の設置状況を目視によるほ か、記録等により検査し、当該消火設 備の性能を作動試験又はその記録によ り検査する。</p>
<p>五十七〜七十 (略)</p>	<p>五十七〜七十 (略)</p>
<p>七十一 第五条第 一項第六十五号 トの容器置場の ガスが滞留しな い構造</p>	<p>七十一 可燃性ガス及び特定不活性ガス の容器置場のガスが漏えいしたとき滞 留しない構造を目視によるほか、必要 に応じ図面又は記録により検査する。</p>
<p>七十二〜七十三の 二 (略)</p>	<p>七十二〜七十三の二 (略)</p>
<p>七十四 第五条第 一項第六十五号 ルの可燃性ガス 、特定不活性ガ ス、酸素又は三 フッ化窒素の容 器置場の消火設 備</p>	<p>七十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、 酸素又は三フッ化窒素の容器置場の消 火設備の設置状況を目視及び記録によ り検査する。</p>
<p>2・3 (略)</p>	
<p>4 製造設備が圧縮 天然ガススタンド である製造施設の 場合</p>	
<p>一〜九 (略)</p>	<p>一〜九 (略)</p>

<p>五十七〜七十 (略)</p>	<p>五十七〜七十 (略)</p>
<p>七十一 第五条第 一項第六十五号 トの容器置場の ガスが滞留しな い構造</p>	<p>七十一 可燃性ガスの容器置場のガスが 漏えいしたとき滞留しない構造を目視 によるほか、必要に応じ図面又は記録 により検査する。</p>
<p>七十二〜七十三の 二 (略)</p>	<p>七十二〜七十三の二 (略)</p>
<p>七十四 第五条第 一項第六十五号 ルの可燃性ガス 又は酸素の容器 置場の消火設備</p>	<p>七十四 可燃性ガス又は酸素の容器置場 の消火設備の設置状況を目視及び記録 により検査する。</p>
<p>2・3 (略)</p>	
<p>4 製造設備が圧縮 天然ガススタンド である製造施設の 場合</p>	
<p>一〜九 (略)</p>	<p>一〜九 (略)</p>

<p>6 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合</p>	<p>四〇二十四 (略)</p>	<p>5 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第七条の二第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>	<p>十 第七条第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>
	<p>四〇二十四 (略)</p>	<p>三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</u></p>	<p>十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</u></p>
<p>6 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合</p>	<p>四〇二十四 (略)</p>	<p>5 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第七条の二第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>	<p>十 第七条第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等</p>
	<p>四〇二十四 (略)</p>	<p>三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の当該室の上部構造を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査し、かつ、当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</u></p>	<p>十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の当該室の上部構造を目視によるほか、<u>図面又は記録により検査し、かつ、当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</u></p>

一 第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十二号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げるもの

一 第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十二号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

一 第七条の三第一項第一号で準用する第五条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十一号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げるもの

一 第一項第一号から第三号まで、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号から第二十六号まで、第三十一号、第三十三号から第四十号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第五十六号、第六十一号から第六十五号まで、第六十六号、第六十八号から第七十一号まで、第七十三号の二及び第七十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

一の二 第七条の
三第一項第一号
の二の地盤面下
に高圧ガス設備
を設置した室の
構造等

一の三 第七条の
三第一項第一号
の三の液化水素
の貯槽を設置し
た室の防水措置

一の四 第七条の
三第一項第一号
の四の貯槽内の
液化水素の温度
上昇防止の措置
二〇十六の三 (略)

十六の四 第七条
の三第一項第十
六号の圧縮機と
圧縮ガスを容器
に充填する場所
等との間の障壁
十六の五 第七条
の三第一項第十

一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置
した場合の地盤面下に高圧ガス設備を
設置した室の上部構造を目視によるほ
か、図面又は記録により検査し、かつ
、漏えいしたガスの滞留を防止するた
めの当該室に講じた措置の状況を目視
によるほか、図面又は記録により検査
する。

一の三 液化水素の貯槽を設置する室の
防水措置の状況を目視によるほか、図
面又は記録により検査する。

一の四 貯槽内の液化水素の温度が上昇
しないような措置の状況を目視による
ほか、図面又は記録により検査し、当
該措置の機能を作動試験又はその記録
により検査する。
二〇十六の三 (略)

十六の四 圧縮機と十メガパスカル以上
の圧力を有する圧縮ガスを充填する場
所又は当該ガスの充填容器の容器置場
との間に設置された障壁の設置状況を
目視及び図面により検査する。

十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講
じた爆発、漏えい、損傷等を防止する

(新設)

(新設)

(新設)

二〇十六の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二〇十六の三 (略)

(新設)

(新設)

七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置

十七 (略)

十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一項各号の検査項目のうち、第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げるもの

十七の三・十七の四 (略)

四 (略)

十八〜四十七の二 (略)

四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの

ための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十七 (略)

十七の二 第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の五に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

十七の三・十七の四 (略)

十八〜四十七の二 (略)

四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されて

(新設)

十七の二・十七の三 (略)

四 (略)

十八〜四十七の二 (略)

四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの

(新設)

十七の二・十七の三 (略)

十八〜四十七の二 (略)

四十八 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。

間の障壁等

四十九〜六十（略）

略）

六十一 第七条の
三第二項第三十
六号イの蓄圧器
のフルラップ構
造又はフープラ
ップ構造

六十二（略）

六十三 第七条の

三第二項第三十
七号の高圧ガス
設備の基礎

（略）

8 7
コンビナート製
造事業所間の導管
の場合

一〜二十四（略）

二十五 第十条第
二十九号の導管
系のガス漏えい
検知警報設備等

いる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。

四十九〜六十（略）

六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄
圧器のフルラップ構造又はフープラッ
プ構造を目視によるほか、必要に応じ
図面又は記録により検査する。

六十二（略）

六十三 液化水素が通る部分の基礎の状
況を目視によるほか、図面又は記録に
より検査する。

二十五 可燃性ガス、毒性ガス（経済産
業大臣が告示で定めるものに限る。）

又は特定不活性ガスの導管系における
ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検
知口の設置状況を目視及び記録による
ほか、必要に応じ図面により検査し、

間の障壁

四十九〜六十（略）

略）

六十一 第七条の
三第二項第三十
六号イの蓄圧器
のフルラップ構
造フープラップ
構造

六十二（略）

六十三 第七条の

三第二項第三十
七号の高圧ガス
設備の基礎

（略）

8 7
コンビナート製
造事業所間の導管
の場合

一〜二十四（略）

二十五 第十条第
二十九号の導管
系のガス漏えい
検知警報設備等

四十九〜六十（略）

六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄
圧器のフルラップ構造フープラップ構
造を目視によるほか、必要に応じ図面
又は記録により検査する。

六十二（略）

六十三 液化水素の通る部分の基礎の状
況を目視によるほか、図面又は記録に
より検査する。

二十五 可燃性ガス又は経済産業大臣が
定める毒性ガスの導管系におけるガス

漏えい検知警報設備又は漏えい検知口
の設置状況を目視及び記録によるほか
、必要に応じ図面により検査し、かつ
、その機能を作動試験又はその記録に

<p>二十六〇三十三 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p> <p>二十六〇三十三 (略)</p>	<p>別表第四(第三十七条第二項第三号関係)</p> <p>検査項目</p> <p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第十四号の火気を取り扱う施設までの距離等</p>	<p>保安検査の方法</p> <p>一 特定不活性ガスの製造設備の外周から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保するこ</p>
---	--	--	---

<p>二十六〇三十三 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>より検査する。</p> <p>二十六〇三十三 (略)</p>	<p>別表第四(第三十七条第二項第三号関係)</p> <p>検査項目</p> <p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合 (新設)</p>	<p>保安検査の方法</p>
---	-----------------------------------	---	----------------

<p>四 第五条第一項 第四十七号の特</p>	<p>三 第五条第一項 第四十号のアル シンの製造設 備の不活性ガス 置換ができる構 造</p>	<p>二 第五条第一項 第二十九号の特 定不活性ガスの 貯槽であること が識別できる措 置</p>
<p>四 特定不活性ガスの製造設備について、 静電気を除去する措置の状況を目視</p>	<p>三 アルシンの等の製造設備に係る設備内 部を不活性ガス（特定不活性ガスを除 く。以下この号において同じ。）によ り置換する構造又は内部を真空にする 構造を目視及び図面により検査し、当 該不活性ガスを供給する配管と他の種 類のガスその他の流体の配管内に不活 性ガスを供給する配管が別の系統であ ることを目視及び図面により検査する 。</p>	<p>二 特定不活性ガスの貯槽であることが 容易に識別することができるような措 置の状況を目視により検査する。 試験又はその記録により検査する。</p> <p>とができない場合であつて、当該製造 設備と火気を取り扱う施設との間に漏 えいしたガスの流動防止措置を講じて いるものについては当該措置の状況を 目視又は図面により検査し、連動装置 により直ちに使用中の火気を消すこと ができる措置を講じているものについ ては、当該措置の状況を目視、図面等 により検査し、当該措置の機能を作動 試験又はその記録により検査する。</p>

(新設)

(新設)

(新設)

定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置

五| 第五条第一項第五十一号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造

六| 第五条第一項第五十三号の製造設備のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備

七| 第五条第一項第五十四号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備

八| 第五条第一項第五十八号の二の三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措

によるほか、記録等により検査する。

五| 特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しないような構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

六| 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。

七| 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

八| 三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

（新設）

（新設）

（新設）

一| 第五条第一項第五十八号の二の三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措

一| 三フツ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視及び図面により検査する。

置 九 第五条第一項 第六十五号トの 容器置場のガス が滞留しない構 造	十 第五条第一項 第六十五号ルの 特定不活性ガス の容器置場の消 火設備	3 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一〜三十九 (略)	四十 削除	四十一〜五十一 (略) 五十一の二 第七 条の三第一項第
九 特定不活性ガスの容器置場のガスが 漏れいしたとき滞留しない構造を目視 によるほか、必要に応じ図面又は記録 により検査する。	十 特定不活性ガスの容器置場の消火設 備の設置状況を目視及び記録により検 査する。	一〜三十九 (略)	四十 削除	四十一〜五十一 (略) 五十一の二 地盤面下に高圧ガス設備を 設置した場合の地盤面下に高圧ガス設

(新設) 置	(新設)	3 製造設備が圧縮 水素スタンドであ る製造施設の場合 一〜三十九 (略)	四十 第七条の三 第一項第一号で 準用する第五条 第一項第六十号 の圧縮機と圧縮 ガスを容器に充 填する場所等と の間の障壁	四十一〜五十一 (略) (新設)
		一〜三十九 (略)	四十 圧縮機と十メガパスカル以上の圧 力を有する圧縮ガスを充填する場所又 は当該ガスの充填容器の容器置場との 間に設置された障壁の設置状況及び維 持管理状況を目視及び図面により検査 する。	四十一〜五十一 (略)

一号の二の地盤
面下に高圧ガス
設備を設置した
室の構造等

五十一の三 第七
条の三第一項第
一号の三の液化
水素の貯槽を設
置した室の防水
措置

五十一の四 第七
条の三第一項第
一号の四の貯槽
内の液化水素の
温度上昇防止の
措置

五十二〜六十六の
三 (略)

六十六の四 第七
条の三第一項第
十六号の圧縮機
と圧縮ガスを容
器に充填する場
所等との間の障
壁

六十六の五 第七

備を設置した室の上部構造を目視によ
るほか、図面又は記録により検査し、
かつ、漏えいしたガスの滞留を防止す
るための当該室に講じた措置の状況を
目視によるほか、図面又は記録により
検査する。

五十一の三 液化水素の貯槽を設置する
室の防水措置の状況を目視によるほか
、図面又は記録により検査する。

五十一の四 貯槽内の液化水素の温度が
上昇しないような措置の状況を目視に
よるほか、図面又は記録により検査し
、当該措置の機能を作動試験又はその
記録により検査する。

五十二〜六十六の三 (略)

六十六の四 圧縮機と十メガパスカル以
上の圧力を有する圧縮ガスを充填する
場所又は当該ガスの充填容器の容器置
場との間に設置された障壁の設置状況
を目視及び図面により検査する。

六十六の五 水電解水素発生昇圧装置に

(新設)

(新設)

五十二〜六十六の
三 (略)

(新設)

(新設)

五十二〜六十六の三 (略)

条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置

六十七 (略)

六十七の二 第七條の三第二項第一号で準用する同條第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの

六十七の三・六十七の四 (略)

六十八 (略)

六十八 (略)

九十八 第七條の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイス

講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

六十七 (略)

六十七の二 第七條の三第二項第一号で準用する同條第一項各号の検査項目のうち第五十一号の二から第五十一号の四まで及び第六十六号の五に掲げるもの

六十七の三・六十七の四 (略)

六十八 (略)

六十八 (略)

八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。なお、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが同一の筐体内に配置され、当該筐体

六十七 (略)

(新設)

六十七 (略)

六十七 (略)

六十七の二・六十七の三 (略)

六十八 (略)

六十八 (略)

九十八 第七條の三第二項第三十号の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイス

六十七 (略)

六十七の二・六十七の三 (略)

六十八 (略)

六十八 (略)

八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。

<p>センサーとの間の障壁等</p> <p>九十九～百十二 (略)</p> <p>百十三 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎</p> <p>4 コンビナート製造事業所間の導管の場合</p> <p>一 第十条第二十号の導管系のガス漏えい検知警報設備等</p>	<p>の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。</p> <p>九十九～百十二 (略)</p> <p>百十三 液化水素が通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p> <p>一 特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。</p>
<p>センサーとの間の障壁</p> <p>九十九～百十二 (略)</p> <p>百十三 第七条の三第二項第三十七号の高圧ガス設備の基礎 (新設)</p>	<p>九十九～百十二 (略)</p> <p>百十三 液化水素の通る部分の基礎の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。</p>